

関ヶ原町過疎地域持続的発展計画
令和8年度～令和12年度



岐阜県 関ヶ原町

目 次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1 基本的な事項 | |
| (1) 関ヶ原町の概況 | 1 |
| (2) 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| (3) 行財政の状況 | 6 |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針 | 9 |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 12 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 12 |
| (7) 計画期間 | 12 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合 | 12 |
| 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| (1) 現況と問題点 | 13 |
| (2) その対策 | 14 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 14 |
| 3 産業の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 15 |
| (2) その対策 | 17 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 19 |
| (4) 産業振興促進事項 | 20 |
| 4 地域における情報化 | |
| (1) 現況と問題点 | 21 |
| (2) その対策 | 21 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 21 |
| 5 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 22 |
| (2) その対策 | 22 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 24 |
| 6 生活環境の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 26 |
| (2) その対策 | 28 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 30 |
| 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| (1) 現況と問題点 | 31 |
| (2) その対策 | 33 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 36 |
| 8 医療の確保 | |
| (1) 現況と問題点 | 37 |
| (2) その対策 | 37 |

| | |
|--|----|
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 38 |
| 9 教育の振興 | |
| (1) 現況と問題点 | 39 |
| (2) その対策 | 40 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 41 |
| 10 集落の整備 | |
| (1) 現況と問題点 | 42 |
| (2) その対策 | 42 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 43 |
| 11 地域文化の振興等 | |
| (1) 現況と問題点 | 44 |
| (2) その対策 | 45 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 45 |
| 12 再生可能エネルギーの利用の推進 | |
| (1) 現況と問題点 | 46 |
| (2) その対策 | 46 |
| 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| I 地籍調査事業 | 47 |
| (1) 現況と問題点 | 47 |
| (2) その対策 | 47 |
| (3) 事業計画(令和8年度～令和12年度) | 47 |
| 14 過疎地域持続的発展特別事業計画(再掲) | |
| 事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分 | 48 |

1 基本的な事項

(1) 関ヶ原町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

[位置・地勢]

本町は、岐阜県の西端、滋賀県との県境に位置する東西 8.1km、南北 12.5km 総面積 49.28km²のまちです。北は伊吹山を主峰とする伊吹山地、南は鈴鹿山脈に囲まれ、平野部でも海拔 100m～200mの高低差があり、変化の多い地形が特徴となっています。

[気候]

本町は、夏季は南東からの湿った空気の影響で豊富な降水に恵まれ、気温が高く、蒸し暑い日が多い一方、冬季は北西の風が強く、日本海からの多くの水蒸気が、山脈の途切れる隙間を通過して南下し、このとき降水がもたらされ、ときとして多量の降雪となります。近年、多量の降雪が発生する雪害は減ってきているものの、関ヶ原町は豪雪地帯対策特別措置法の豪雪地帯として指定されています。したがって夏雨型の太平洋気候区と、冬雨(雪)型の日本海側気候区の二つの特徴がみられます。

気温は、令和 6 年の平年値で 16.0℃、年間降水量は、2,320.0 mmとなっています。

[土地利用]

土地利用の状況は、町域の8割近くが山林で占められ、このうち北部及び南部山地を中心に揖斐関ヶ原養老国定公園に指定されるなど、良好な自然環境を形成しています。残る平坦地においては、農地や宅地などの利用がなされており、住宅、商店、工場、公共施設などが連担する関ヶ原駅周辺や国道沿線の市街地は用途地域に指定され、この周辺に農地及び農村集落が分布しています。

[道路・交通]

本町には、名神高速道路関ヶ原インターチェンジがあり、広域的なアクセスが確保されているほか、国道 21 号、国道 21 号関ヶ原バイパス、国道 365 号を軸に、県道4路線、町道 433 路線により道路網が形成されています。

公共交通については、JR東海道本線が走り、関ヶ原駅が設置されています。また、自主運行路線バスのほか、関ヶ原町ふれあいバス(巡回コミュニティバス)、デマンドタクシーを運行しています。

〔歴史〕

ここ関ヶ原の地は、南北にせまる山の隙間をぬって街道が通っており、古来より交通の要衝として栄えてきました。壬申の乱(672年)では、大海人皇子(のちの天武天皇)がこの地に行宮を築いて戦い、その後、都を守るための防御拠点として不破関が設置されました。慶長5(1600)年9月15日の関ヶ原の戦いは、東西両軍あわせて17万人以上を動員した天下分け目の戦いとなり、東軍勝利により新しい時代の幕開けを知らせるものになりました。

近世に入ると五街道の一つである中山道が整備され、関ヶ原宿と今須宿は、東西を繋ぐ重要な宿場として美濃では有数の規模を誇り、大いに賑わいました。

近代においては、明治22年に村役場と改められ、さらに明治30年には4村(関ヶ原村・松尾村・藤下村・山中村及び相川村の一部)が合併し、新たな関原村が誕生しました。その後、昭和3年の町制施行により関ヶ原町となり、昭和29年9月に今須村、玉村、岩手村の一部と合併し、現在の関ヶ原町が誕生しました。

〔社会・経済〕

本町の産業構造は、地理的な特性や地域資源を生かし、農林業を柱として形成されてきました。しかしながら農林業については、小規模な経営であり、近年は、若年労働力の都市への流出、従業者の高齢化等により生産活動の停滞が進み所得の低下がみられます。また、令和2年の国勢調査結果によると、第2次産業、第3次産業の就業人口割合が95.9%に達しており、令和3年の経済センサス活動調査によると、産業別従業員数の構成比が製造業49.5%、卸売業・小売業が10.8%、建設業9.7%となっており、製造業の割合が高い傾向にあります。

② 過疎の状況

本町の人口は、昭和50年の10,718人から令和2年の6,610人と減少率は38%を超え、高齢化率は40.1%となっています。(令和7年住民基本台帳による高齢化率は43.6%)

人口動態において、自然動態では出生数が減少する一方、死亡者数は概ね増加しており、近年では死亡者数が出生者数を常に上回り、減少幅が拡大しています。合計特殊出生率について、概ね減少傾向にあり、その対象となる15～49歳の女性の人口減少が続いており、合計特殊出生率が上昇しても出生数自体は大きく増加することは望めない状況となっています。

社会動態では、転出者が転入者を上回る社会減が続いており、垂井町等の近隣市町や愛知県等の県外へも転出超過となっています。特に生産年齢人口(15～64歳)の転出が多く、進学・就職時とともに、結婚や住宅購入時に転出傾向が顕著になっています。

こうした人口減少・高齢化は、地域行事活動、地域インフラの維持にかかる負担割合、農村景観の保全等、様々な分野に影響を及ぼしはじめています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 25(1950)年の人口 11,183 人をピークに 10,000 人台を推移していましたが、平成2(1990)年には 10,000 人を割り込み、令和2(2020)年には 6,610 人とピーク時の 6 割以下となっています。

また、人口の将来推計においても総人口は減少傾向で推移することが見込まれています。

年齢階級別人口をみると、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)は減少する一方、高齢者人口(65 歳以上)は増加傾向で推移しています。また、高齢者人口についても 2015 年を境に減少する推計値となっています

昼夜間人口の状況を見ると、総人口の人口減少に伴い、昼間人口、夜間人口(常住人口)ともに減少傾向で推移していますが、町外から本町へ通勤して従業している「従業人口」が多いことから、昼夜間人口比率は増加しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区分 | 昭和 35 | 昭和 50(1975)年 | | 平成2(1990)年 | | 平成 22(2010)年 | | 令和 2(2020)年 | |
|---------------|---------|--------------|--------|------------|---------|--------------|---------|-------------|---------|
| | (1960)年 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| | 実数 | | | | | | | | |
| 総数 | 10,096 | 10,718 | 6.20% | 9,544 | -11.00% | 8,096 | -15.17% | 6,610 | -18.35% |
| 0歳～14歳 | 2,790 | 2,549 | -8.60% | 1,693 | -33.60% | 892 | -47.31% | 590 | -33.86% |
| 15歳～64歳 | 6,653 | 7,237 | 8.80% | 6,484 | -10.40% | 4,757 | -26.63% | 3,368 | -29.20% |
| うち 15歳～29歳(a) | 3,135 | 2,897 | -7.60% | 1,900 | -34.40% | 1,085 | -42.89% | 766 | -29.40% |
| 65歳以上(b) | 653 | 932 | 42.70% | 1,367 | 46.70% | 2,438 | 78.35% | 2,652 | 8.78% |
| (a)/総数 | 31.10% | 27.00% | | 19.90% | | 13.40% | | 11.59% | |
| 若年者比率 | | | | | | | | | |
| (b)/総数 | 6.50% | 8.70% | | 14.30% | | 30.11% | | 40.12% | |
| 高齢者比率 | | | | | | | | | |

表1-1(2) 人口動態の推移(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

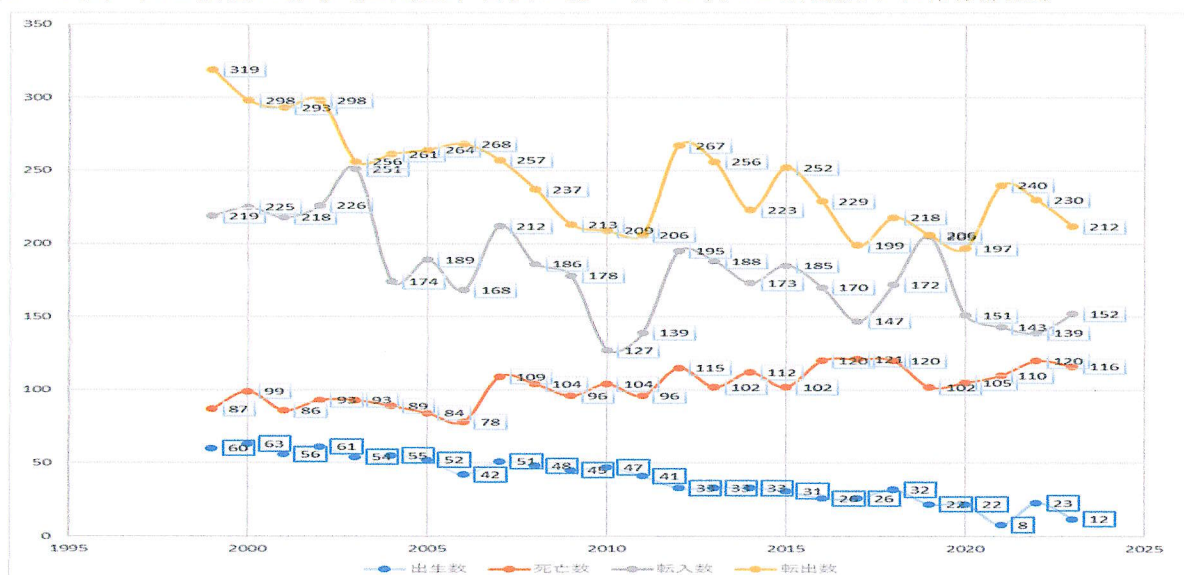


表1-1(3) 自然増減・社会増減の推移(住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査)

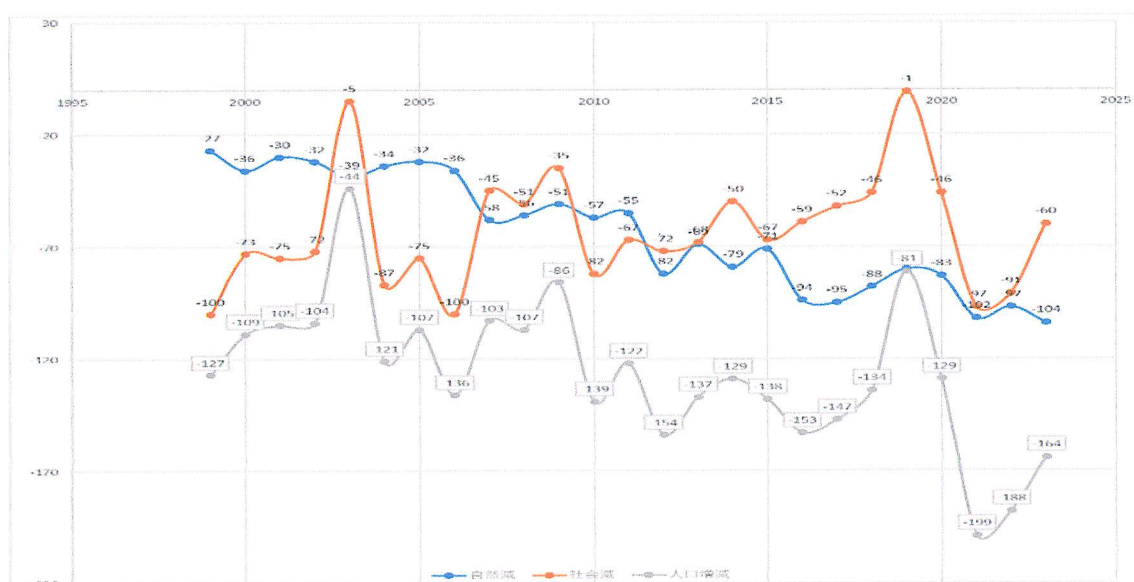


表1-1(4) 人口の見通し(人口ビジョン)

| 区分 | 令和 12(2030)年 | | 令和 17(2035)年 | | 令和 22(2040)年 | | 令和 27(2045)年 | | 令和 32(2050)年 | |
|-------------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 推計値 | 増減率 | 推計値 | 増減率 | 推計値 | 増減率 | 推計値 | 増減率 | 推計値 | 増減率 |
| 総数 | 5,334 | -12.5% | 4,717 | -11.6% | 4,133 | -12.4% | 3,591 | -13.1% | 3,105 | -13.5% |
| 0歳～14歳 | 347 | -20.2% | 284 | -18.2% | 248 | -12.7% | 209 | -15.7% | 172 | -17.7% |
| 15歳～64歳 | 2,556 | -14.8% | 2,137 | -16.4% | 1,735 | -18.8% | 1,444 | -16.8% | 1,222 | -15.4% |
| 65歳以上(b) | 2,431 | -8.6% | 2,296 | -5.6% | 2,150 | -6.4% | 1,938 | -9.9% | 1,711 | -11.7% |
| (b)/総数高齢者比率 | 0.456 | | 0.487 | | 0.520 | | 0.540 | | 0.551 | |

表1-1(5) 昼夜間人口等の推移(国勢調査)

| | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 | 平成12年からの増減率 |
|------------|---------|---------|---------|---------|--------|-------------|
| 昼間人口 | 8,230 | 8,057 | 7,790 | 7,209 | 6,604 | -19.7% |
| 夜間人口(常住人口) | 9,110 | 8,618 | 8,096 | 7,419 | 6,610 | -27.4% |
| 昼夜間人口比率 | 90.3 | 93.5 | 96.2 | 97.2 | 99.9 | 10.6% |

② 産業の推移と動向

本町の就業者の推移をみると、平成12年の 4,740 人から令和2年の 3,264 人へと減少傾向で推移しています。

また、産業区分別就業者の構成比は、令和2年には第1次産業が 4.2%、第2次産業が 38.9%、第3次産業が 57.0%となっており、国や県と比較すると第2次産業の構成割合が特に多くなっています。

本町では、地理的な特性や地域資源を生かし、農林業を基幹産業として位置づけ、田畑や農道・林道の整備に取り組み、昭和52年度には、町全域において土地改良事業を始め、平成3年度に完成しました。

昭和50年代に入ると、農林業の付加価値化の取組として、様々な生産組合が設立され農林産物の付加価値化、組織化や農産物の特産品の開発に取り組み、都市商圏との交流活性化を図っていました。

しかしながら、平成になると社会状況はさらに変化し、インターネットを中心とした情報化、グローバル化、また、日本全体が少子高齢化の時代を迎え、価値観の急激な変化に対応し切れていない状況が現在も続いています。

特に農業分野では、中山間の自然的条件を生かして、水稻、そば、野菜などが生産されていますが、近年では、産地間競争の激化、気象バランスの異常な変化、農業従事者の高齢化と担い手不足、消費者のニーズの変化などにより、新しい観点での農業の再構築を迫られ、大きな転換期を迎えています。

特に農業従事者の高齢化と担い手不足は、町にとって深刻な問題であり、そのため、現在は、営農組合等の農業生産法人や個人担い手による農地の利用権設定による集積及び集約の推進を図っています。

また、林業においては、近年の異常気象などに端を発し、水源のかん養、災害防止など森林の公益的機能が自然環境保全という視点から見直されています。しかし、この森林を育て、守るための努力はほとんどが森林所有者である林家に委ねられており、林家における林業従事者の減少、高齢化などにより必要な施業が行き届かず、木材価格の低下など森林施業の経済的な生産性の面からも公益的機能維持の面からも阻害要因となっています。

なお、外国産材、代替材の進出による国産材市場の圧迫、需要の減少も大きな問題で、これが林業の採算性を低下させ、農山村での林業離れが進んだ結果、森林全体の機能低下に拍車をかけるという現象も招いています。

こうした中で、地場産業の一つである今須地域の林業従事者においては、インターネット等の情報インフラを活用した新たな情報発信や森林環境づくり、間伐材の利用促進が図られています。

工業については、石材業、機械関連企業が立地しており、地域の雇用の場として地域経済を支える重要な役割を担っていますが、景気の変動に影響を受けやすい一面もあります。

名神高速道路関ヶ原インターチェンジの開設時にはいくつかの企業立地があり、第2次産業の振興が期待されていますが、近年は新規立地の動きは鈍くなっています。

しかし、令和2年度の経済活動別市町村内総生産、市町村民所得をみると、市町村の規模によるところはあものの、1人当たり市町村民所得は、県計(3,192千円)を大きく上回る3,419千円となっており、県平均の107.1%、県内第6位となっています。

表1-1(6) 産業別人口の動向(国勢調査)

| 区分 | 昭和 35 (1960)年 | 昭和 50(1975)年 | | 平成2(1990)年 | | 平成 22(2010)年 | | 令和 2(2020)年 | |
|--------|------------------|--------------|---------|------------|---------|--------------|---------|-------------|---------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 5,635 | 5,645 | 0.20% | 5,122 | -9.30% | 3,914 | -23.60% | 3,243 | -17.10% |
| 第1次産業 | 1,679 | 672 | -60.00% | 334 | -50.30% | 154 | -53.90% | 137 | -11.00% |
| 就業人口比率 | 29.80% | 11.90% | | 6.50% | | 3.90% | | 4.20% | |
| 第2次産業 | 2,464 | 2,772 | 12.50% | 2,555 | -7.80% | 1,612 | -36.90% | 1,257 | -22.00% |
| 就業人口比率 | 43.70% | 49.10% | | 49.90% | | 41.20% | | 38.80% | |
| 第3次産業 | 1,492 | 2,201 | 47.50% | 2,233 | 1.50% | 2,148 | -3.80% | 1,849 | -13.90% |
| 就業人口比率 | 26.50% | 39.00% | | 43.60% | | 54.90% | | 57.00% | |

(3) 行財政の状況

① 行財政の状況

本町は、行財政改革大綱及び定員管理計画等に基づき事務事業の見直し、定員の適正化、組織の見直しを図り、住民サービスの質が低下しないよう行政運営を進めてきました。地方分権の進展や急速な少子高齢化等の厳しい社会情勢の中にあつて、町民の行政への要望及び期待は、ますます増えると思われ、町民との対話を進めることにより優先順位をつけながら、活力あるまちづくりに取り組む必要があります。今後も少子高齢社会、デジタル化、地球環境保全などの時代の流れや高度・多様化する町民の行政への要望及び期待に対応し、住民サービスのより一層の向上に努めていかなければなりません。過疎からの自立を図る施策を推進するために、町民との協働の推進や徹底したコスト意識で健全な財政基盤を保ちながら、緊急性や必要性の高い事業を展開していく行政体制の確立に努めます。

本町の財政状況は、昭和 61 年に第1次行政改革大綱を策定して以来、6次にわたり行財政改革に取り組み、事務事業の見直しや職員定数及び給与の適正な管理、財政の健全化など、効率的・効果的な行政運営を図るとともに、社会情勢や多様化する行政ニーズに対応し、行政サービスを効率的に提供できるよう、行財政改革を推進してきたこともあり、一定の健全度を保ってはいます。しかし、行財政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、また、経済状況の変化などに伴い、町の収入が安定的に増加することが極めて難しくなる一方で、社会保障関連費や老朽化が進む公共施設改修に多額の費用が見込まれるなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況となっています。

このような状況の中、将来にわたって持続可能な自治体運営を行うためには、これまで同様に行財政改革を継続しつつ、限りある資源を真に必要な事業に投資することが必要となってきます。令和3年に策定した第7次関ヶ原町行財政改革大綱を着実に推進し、さらなる経費の見直しと行政サービスの最適化を図り、最小の経費で最大の効果を生む効率的、効果的な行財政運営を目指します。

表1-2(1) 市町村財政の状況(地方財政状況調査)

(単位:千円)

| | 平成 27(2015)年 | 令和 2(2020)年 | 令和 6(2024)年 |
|----------------|--------------|-------------|-------------|
| 歳入総額 A | 4,278,766 | 5,045,422 | 5,225,008 |
| 一般財源 | 2,819,370 | 2,837,274 | 3,072,281 |
| 国庫支出金 | 321,214 | 1,162,162 | 376,870 |
| 都道府県支出金 | 319,708 | 276,176 | 284,333 |
| 地方債 | 284,195 | 167,000 | 574,109 |
| うち過疎対策事業債 | — | — | 267,300 |
| その他 | 534,279 | 602,810 | 917,415 |
| 歳出総額 B | 3,945,714 | 4,780,884 | 5,029,614 |
| 義務的経費 | 1,320,510 | 1,452,730 | 1,656,855 |
| 投資的経費 | 501,629 | 368,045 | 743,706 |
| うち普通建設事業 | 465,515 | 368,045 | 739,220 |
| その他 | 2,123,575 | 2,960,109 | 2,629,053 |
| うち過疎対策事業費 | — | — | 1,305,884 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 333,052 | 264,538 | 195,394 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 12,671 | 19,739 | 16,600 |
| 実質収支 C-D | 320,381 | 244,799 | 178,794 |
| 財政力指数 | 0.53 | 0.52 | 0.46 |
| 公債費負担比率 | 9.6 | 9.7 | 8.3 |
| 実質公債費比率 | 13.6 | 11.0 | 9.9 |
| 起債制限比率 | — | — | — |
| 経常収支比率 | 80.2 | 90.5 | 92.8 |
| 将来負担比率 | 68.0 | 51.7 | 28.4 |
| 地方債現在高 | 4,280,948 | 3,770,607 | 3,798,602 |

② 施設整備水準の状況(現況と動向)

令和元年度末における町の公共施設等の整備状況は、道路改良率 67.7%、道路舗装率 90.6%、水道普及率 100.0%となっており、比較的高水準にあると言えます。

今後は多様化する住民ニーズに対応するため、投資効果と財政状況を勘案しながら、計画的な事業執行による行政サービスの向上と、既存施設の老朽化対策を実施しなければなりません。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

| 区分 | 昭和 55(1980) 年度末 | 平成 12(2000) 年度末 | 平成 22(2010) 年度末 | 令和元 (2019)年 度末 | 令和5 (2024)年 度末 |
|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改良率 (%) | — | 61.70% | 66.30% | 67.70% | 67.90% |
| 舗装率 (%) | — | 85.40% | 90.00% | 90.60% | 90.60% |
| 農道 | | | | | |
| 延長(m) | — | 29,572 | 29,572 | 29,572 | 29,572 |
| 耕地1ha 当たり農 道延長 (m) | — | 96 | 98.2 | 103 | — |
| 林道 | | | | | |
| 延長(m) | 29,434 | 35,958 | 39,911 | 34,306 | 34,306 |
| 林野1ha 当たり林 道延長 (m) | 7.7 | 9.4 | 10.5 | — | — |
| 水道普及率(%) | 93.30% | 100.00% | 100.00% | 100.00% | 100.00% |
| 汚水処理人口普及率 (%) | — | — | 94.20% | 96.90% | 97.50% |
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数(床) | 19.4 | 24 | 23.4 | 5.3 | 3.1 |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町では、平成 30 年度を初年度とし令和9年度を目標年次とする「関ヶ原町総合計画」を基に様々な取組を推進しています。総合計画では「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」を将来像に掲げて、まちの特性や地域資源を最大限に生かしながら、あらゆる分野で住民、各種団体、行政が協働して、活気あふれる地域づくりを進め、子どもから高齢者まで、すべての住民が笑顔で住み続けられるまちづくりを推進しております。

本計画では総合計画を町の持続的発展のための指針として位置づけ、同様に総合計画に掲げるまちづくりの将来像・基本理念・基本目標を地域の持続的発展のための方針として位置づけます。

○将来像

笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら

○基本理念

基本理念1 歴史など地域資源を「生かす」

全国有数の知名度を誇る「関ヶ原古戦場」をはじめとする歴史・史跡など、本町が誇る地域資源を「生かす」まちづくりを進めます。

基本理念2 快適で安心できる暮らしを「つくる」

豊かな自然環境と調和した魅力ある生活基盤とともに、活力ある産業基盤を構築し、快適で安心できる暮らしを「つくる」まちづくりを進めます。

基本理念3 地域とともに「担う」

心豊かな人を育み、住民、各種団体、行政が参画・協働して地域を「担う」まちづくりを進めます。

○基本目標

基本目標1 地域資源を生かした活力あるまちづくり【産業分野】

基本目標2 健康で生涯暮らせるまちづくり【保健・医療・福祉分野】

基本目標3 快適で利便性のあるまちづくり【都市基盤分野】

基本目標4 安全・安心に暮らせるまちづくり【安全・安心、生活環境分野】

基本目標5 心豊かな人を育てるまちづくり【教育分野】

基本目標6 住民と行政が協働するまちづくり【まちづくり・協働・行財政分野】

本計画の推進においては、以下のような社会状況の変化に留意します。

○ 安全性の確保

近年では、台風や豪雨による災害など、各地において大規模で様々な自然災害が発生しています。さらに、南海トラフの巨大地震が今後 30 年以内に起きる確率は「60～90%以上」とされており、防災、安全・安心のまちづくりに対する関心は高くなっています。

本町においても、自然災害から町民の命と財産を守るための取組は、一層の重要性を増しているところであり、町域の強靱化と普段からの防災・減災対策を進めていくこととします。

○ 様々な諸課題の顕在化への対応

本町におけるこれからの5年間は、人口減少が進み、高齢者人口も減少していく時期にあたります。この時期は、本町にとって、少子高齢社会の進行が及ぼす主要産業への影響をはじめ、地域コミュニティをめぐる様々な諸課題がさらに顕在化してくることが予見されます。

今後の行政運営は、過去からの延長線ではなく、今後、現れてくる変化・課題を克服する姿を想定した上で、現時点から取り組むべき方策を整理する視点が重要であり、現状改良の視点だけでなく、新しいイノベーションを旺盛に取り入れていくことが求められます。

○ 社会のデジタル化への対応

本町では、町内の各公共施設をネットワーク化し、ホームページの作成・活用、総合行政情報システムや電子入札システム等の導入を行い、行政情報化の基盤整備を行ってきたところです。今後については、来訪者等の利便性向上に向け、AIを活用した住民向けサービスや公共施設の公衆無線LANなどICT環境の整備を推進していきたいと考えています。

普及・利用が推進されている、マイナンバーカードの交付率は、令和5年度末で84.5%となっており、身分証明書としての利用のほか、利用登録をすることでオンラインでの行政手続きなどに利用することができます。

また、本計画の推進にあたっては、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を取り入れ、持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

○ SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

SDGsはその基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰ひとり取り残されない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると示されています。

○ SDGsに関する国の動き

「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が平成28(2016)年12月22日SDGs推進本部決定され、令和元(2019)年12月20日に一部改定されました。

○ 本町におけるSDGsとの連携

「関ヶ原町第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、SDGsによる地方創生の推進を掲げています。

また、SDGsの17の目標は相互に関連し、持続可能なまちづくりにつながっていくものであることから、本町の持続的発展のため、SDGsの考え方を取り入れていきます。

持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

【貧困】



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

【飢餓】



飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

【保健】



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

【教育】



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

【ジェンダー】



ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

【水・衛生】



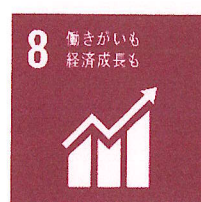
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

【エネルギー】



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

【経済成長と雇用】



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。

【インフラ、産業化、イノベーション】



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

【不平等】



各国内及び各国間の不平等を是正する。

【持続可能な都市】



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

【持続可能な生産と消費】



持続可能な生産消費形態を確保する。

【気候変動】



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

【海洋資源】



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

【陸上資源】



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

【平和】



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

【実施手段】



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき達成すべき計画全般に関わる基本目標は次のとおりです。

| 目標指標 | 基準値 令和 7(2025)年※ | 目標値 令和 12(2030)年 | 備考 |
|--------|---------------------|---------------------|----|
| 人口(人) | 6,096 | 5,438 | |
| 転入数(人) | 156 | 139 | |
| 転出数(人) | 204 | 182 | |
| 出生数(人) | 15 | 14 | |

※人口については令和 7 年 4 月 1 日現在 転入数・転出数・出生数については、令和 6 年度の数値

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画を着実に推進していくためには、事業の進捗や効果について適切に評価し、その結果に基づき見直しや改善を行うPDCAサイクルが重要です。

そのため、毎年度実施する行政評価を通じて、設定した数値目標等を基に、実施した施策・事業の効果を検証し、計画の達成状況の評価します。

項目毎に、関連する施策を設定(Plan)し、施策等の実施(Do)による、地域の持続的発展のための基本目標の達成状況や施策等の進捗及び効果を人口の推移、一般会計の財政状況などの数値と突合をしながら評価・検証(Check)を毎年度行うとともに、「関ヶ原町過疎地域持続的発展計画」が実効性のある計画として常に機能し続けるよう、評価・検証結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて施策等の内容を機動的に見直しながら、予算編成などに反映(Action)すること(PDCAサイクル)により、計画に沿った施策等の効果的な推進を図ります。

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和 13 年度において議会へ報告することとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 8(2026)年4月1日から令和 13(2031)年3月 31 日までの5箇年間





(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「関ヶ原町公共施設等総合管理計画」において、以下の3つの方針が定められています。

- ①公共施設等の保有量と配置の適正化
- ②公共施設等の長寿命化と安全確保
- ③維持管理・運営の効率化

本計画においても、公共施設(建物)及びインフラ施設の維持管理等については「関ヶ原町公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、地域活性化のため、生産基盤施設の整備や生活環境施設の充実、教育文化施設の整備など各分野において、過疎対策に必要となる事業を効率的・効果的に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

| | | | | |
|--------------|---|---|---|---|
| 連携する SDGs |  |  |  |  |
| | 4.質の高い教育をみんなに | 10.人や国の不平等をなくそう | 16.平和と公正をすべての人に | 17.パートナーシップで目標を達成しよう |

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

良好な住宅・宅地の確保は、人々が安全で快適な暮らしを営むための基本的な条件であり、移住・定住の促進に直結する重要な要素です。

移住・定住の促進には、良好な宅地の確保が重要な要素であることから、民間分譲宅地開発支援奨励金制度による民地の住宅適地の活用を図るとともに、移住定住促進住宅支援事業補助金制度や親・子世帯同居住宅リフォーム補助金制度等により、住宅取得等に対する助成を行い、転入の促進・転出の抑制を図る必要があります。

さらに、近年、増加傾向にある空き家・空き地の有効利用については、空き家・空き地情報提供制度や空き家リフォーム補助金制度等により、令和7年4月までに家屋31件と土地6件の契約が行われましたが、空き家所有者の意識と理解を深め、登録件数の増加に向けたさらなる努力が必要です。

また、町外から本町内の企業等へ通勤して就業している人(従業員)が多いことから、町内企業で多くの雇用が確保されている(「雇用力」がある)ことを示しています。こうした状況を踏まえ、町内への定住促進を図る「職住近接」を支援する施策により、社会減を抑制できる可能性があります。

② 地域間交流・国際交流

国内における地域間の交流や国際交流は、自らの地域に対する理解を深め、住民の郷土への愛着を一層高めるとともに、地域の活性化や人材育成に大きな影響を及ぼすものであり、地域づくりにとって大きな役割を果たしています。

本町では、全国的な知名度を誇る関ヶ原古戦場とゆかりのある鹿児島県日置市、愛知県岡崎市との交流を進めてきました。

また、国際交流については、平成28年にアメリカ合衆国ペンシルベニア州ゲティスバーグ区と姉妹都市協定、ゲティスバーグ国立軍事公園と姉妹古戦場協定を締結し、さらには、平成29年にベルギー王国ワーテルロー古戦場と姉妹古戦場協定を締結し、相互理解や親睦を深めるとともに、相互の友好交流を推進しています。

こうした国内外の交流は、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであることから、今後とも、多様な地域との交流を図る必要があります。

③ 人材育成

本町では少子高齢化の進展と人口減少などにより、地域の産業を支える担い手の不足などの課題が生じています。本町が今後も持続的に発展していくためには、次代を担う人材の確保・育成が特に重要

であることから、様々な分野において人材及び団体の育成が必要です。

(2) その対策

① 移住・定住

- ・新たに住宅を取得した場合の費用や、親世帯と子世帯が同居するためのリフォームに要する費用の補助金制度等、支援の充実を図ります。
- ・町内で分譲用宅地を開発する民間事業者を支援するための奨励金制度や、空き家の利活用を促進するための空き家リフォーム補助金制度等についても、支援の充実を図ります。
- ・「関ヶ原」としてのネームバリューの活用、ふるさと教育、将来的なUターンへつなげる取組、関係人口の創出を図ります。

② 地域間交流・国際交流

- ・鹿児島県日置市、愛知県岡崎市との交流活動について、その方法・内容等の充実・見直しを図り、住民同士の交流活動への展開を図ります。
- ・各種団体の主催する交流事業への支援を図ります。
- ・ALTの活用や町内に住む外国人との交流機会の創出に努め、身近な国際交流活動を促進します。

③ 人材育成

- ・農業、経済及び教育をはじめとする様々な分野において、地域社会の担い手となる人材や団体の育成に努めます。
- ・教育部門における外国語教育の充実を図るとともに、国際化に対応した人材の育成、デジタル化に対応した人材の育成に努めます。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------|--------------|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | 移住・定住促進事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 農業トライアル事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 地域おこし協力隊設置事業 | 関ヶ原町 | |

3 産業の振興

| | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|--|---|
| 連携する SDGs |  |  |  |  |  |  |
| | 8.働きがいも経済成長も | 9.産業と技術革新の基盤をつくろう | 12.つくる責任つかう責任 | 14.海の豊かさを守ろう | 15.陸の豊かさを守ろう | 17.パートナーシップで目標を達成しよう |

(1) 現況と問題点

① 農林水産業の振興

[農業]

平成元年頃の農家数は 833 戸、水田は 307 h a ほどでしたが、高齢化による担い手不足などを理由に、令和 6 年度には 587 戸、237 h a まで減少しています。こうした課題を解決に導くためには、研修や各種の支援制度の拡充による新規就農者の積極的な受入支援と、規模拡大を図る意欲のある農家の支援が必要となっています。また、高齢化等により自作が困難な農家の大半が地域の営農組織等に農地の利用権を設定して耕作を行う体系が確立しつつありますが、営農組織等の構成員の高齢化により経営面積の拡大に限界が生じている現状の中、非農家を含む集落全体で農地を守る体制の整備が必要になっています。

加えて、鳥獣害による農作物の被害が深刻化しているため、大規模な鳥獣害防止柵等の整備が必要となっています。さらに、新たな防備の手法として、ICT やドローンなどの先進的な技術の農林業への導入を検討する必要があります。

昭和 50 年代から、地域の転作技術促進センターを整備してきましたが、どの施設も 40 年ほどを経過し、老朽化して経年劣化による損傷も見受けられるため、適切な改修や新たな施設への更新、地域への譲渡による利活用などが課題であると言えます。

[林業]

木材価格の低迷、林業従事者の高齢化などにより必要な施業が行き届かず、林業の活性化、森林の公益的機能を阻害していることが課題となっています。今後は、多用途に応じた木材製品の対応を視野に入れた事業展開が必要となり、従来の優良柱材の生産施策を基本に置き、需要に応じた供給体制の整備、生産コストの縮減が最大の課題となっています。また、小規模事業者が大半をしめる製材等加工業においても施設の老朽化による設備更新が課題となっています。

このため、森林が将来にわたって適正に整備・管理され、木材生産機能をはじめ、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう「関ヶ原町森林整備計画」などに基づき、森林環境譲与税を活用しながら計画的な森林整備を進めていく必要があります。

② 商工業の振興

[商業]

近年、道路・交通体系の変化や消費者ニーズの変化等を背景に、既存商店の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

本町の商業環境は、商業構造の変化に伴う経営者の高齢化・後継者不足といった課題に直面してお

り、状況は一層深刻化しています。加えて、大規模な商業施設が少ないことから、町外への購買力の流出が依然として顕著となっています。

このため、商工会との連携のもと、持続的な企業経営に向け、経営近代化の促進をはじめ、時代変化に柔軟に対応した支援を行うとともに、地域経済の活性化に向け、優良企業の誘致、起業・創業への支援、既存企業との連携協力を図り、就業機会の確保に努める必要があります。

また、地域産業活性化対策として、プレミアム商品券による町内の消費拡大策を目的に商工会に支援を行い、その結果、消費の町外流出を抑える効果をあげています。しかしながら、効果は限定的となっています。今後は、さらなる消費の町内流入を視野に入れた事業展開が求められています。

[工業]

町内には、石材業、機械関連企業が立地しており、地域の雇用の場として地域経済を支える重要な役割を担っていますが、景気の変動に影響を受けやすい一面もあります。

企業誘致については、町域の8割を森林が占める地勢から、まとまった土地が少なく、企業立地が困難な状況が続いており、新たな企業の誘致は容易な状況になかったことから、令和2年度に一定規模の低未利用地において、用途地域の変更を行うなど、受入体制の整備を図りました。

③ 情報通信産業の振興

テレワークなど時代の流れに即したデジタルトランスフォーメーション(DX)に対応する必要があり、情報産業の活性化を図るため、IT関連技術者をはじめ、次代のニーズに対応した人材育成が必要です。

④ 観光業の振興

近年の観光需要が多様化・高度化する中、訪問動機の創出と滞在型・周遊型観光を軸に、着地型観光の展開と地域資源の結節点としての魅力創出が喫緊の課題となっています。観光客数は依然として増加傾向にある一方で、飲食・宿泊・観光案内などのインフラ・サービスが十分でなく、滞在時間の長期化と消費額の向上を図る仕掛けが求められます。

本町は、壬申の乱・関ヶ原の戦いという二度の天下分け目の戦いの舞台として知られています。加えて、伊吹山などの自然環境を活かしたキャンプ場・ドライブウェイ・サイクリングコースなどが整備され、各種施設を拠点に例年約70万人が訪れています。

そこで、東西の文化が交差する地域性を最大限に活かし、東西交流を促進する観光資源の再発掘と統合的なPR戦略が必要です。特に、高規格交通基盤(リニア中央新幹線・東海環状自動車道・主要幹線のアクセス向上)によるアクセス改善が期待されることから、周遊観光地としての連携強化と周辺地域との協働による観光圏の整備を進め、広域的な交流人口の拡大を図ります。

魅力ある観光地づくりには、地域内の観光協会等との連携を前提に、資源の再発掘・新規資源の創出・観光PRの強化が不可欠です。イベントの継続・多様化とともに、体験型・季節性・地域密着型のプログラムを拡充します。

関ヶ原合戦祭りは、開催2日間で約8万人規模の町最大の戦国イベントであり、重要な観光資源です。地域発信力を高めるため、継続的なイベント運営と他のイベント・体験プログラムとの連携による滞在型観光の推進が求められます。

また、グリーンウッド関ヶ原キャンプ場やグラウンド・ゴルフ場の利用を活性化するため、利用動向を分

析した集客・受入体制の見直しや広告宣伝などの促進策を検討します。

(2) その対策

① 農林水産業の振興

[農業]

- ・担い手対策として、新規就農者への研修受入や就農時の支援、水田を中心とした集落営農組織の育成支援及び振興作物(そば)や有機農法による作物等で意欲ある農家の面積拡大等への支援を行うとともに、個別経営農家や活動組織を強化し、継続できる農業を目指します。
- ・農業を持続するための将来に向けた農業生産団体との協議及び検討会を実施し、集落営農法人連合体の設立等将来的なビジョン作成等を推進します。
- ・町内事業者や地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たな視点から新規特産品の開発に取り組み、6次産業化の推進や米・そば等の町内産品販売促進事業を強化し、農家の所得向上につなげます。
- ・法人化された集落営農組織等による農地の集積・集約を推進し、農地の荒廃防止を図るとともに農作業の機械更新等を支援します。
- ・制度事業等を活用して集落単位での鳥獣害防止柵等の設置や先進的な技術を用いた機械を導入し、鳥獣害対策を進めます。
- ・新たな農業施策として、新規作物の導入を研究し、農業生産に取り組む認定農業者、集落営農組織、認定就農者等を支援します。
- ・県営中山間地域総合整備事業により、農道、用排水路の維持修繕やほ場の修繕等を実施します。
- ・水稻農家の高齢化、担い手不足の解消策の検討を行い、次期中山間地域総合整備事業による農業施設の整備を推進します。
- ・農産物の生産から加工品の開発、販売体制の充実など6次産業化に向けた取組を支援します。
- ・農業者が遊休農地を引き受けて営農を再開するために行う再生作業、土壌改良等に必要な費用等を支援し、遊休農地の解消に取り組みます。
- ・荒廃農地の発生の一因となっている畦畔管理の省力化に取り組む農業者が行う除草ロボットの活用、防草シートやカバープランツ等の導入等の取組を支援します。

[林業]

- ・国及び県の補助制度及び森林環境譲与税を活用し、森林所有者の施業負担を軽減しながら森林荒廃防止に取り組みます。
- ・新たな木材の利活用方法や特産品の開発を行い、間伐材を中心とした未利用木の活用を推進します。
- ・林道・作業道の路網整備や西南濃森林組合の林業用機械の整備により、作業の効率化等を図ります。
- ・「今須杉」のブランド化を推進します。
- ・防災、減災事業等の施工実施箇所の選定及び県との連携強化を図ります。
- ・森林を住民共有の財産ととらえ、水源かん養や山崩れ防止などの森林の持つ公益的機能の維持・回復に努めます。
- ・森林所有者へ経営管理についての意向調査を実施し、森林の経営管理の適正化につなげます。

② 商工業の振興

- ・町内事業者支援として商工会への支援を行います。
- ・プレミアム商品券による町内消費の拡大を図ります。
- ・町内資源の商品化・販売促進を関係者の協力により展開します。
- ・ふるさと納税をビジネスと位置づけ、納税者が選択できる多種多様な返礼品を揃え、特に地域の魅力を発信できる製品開発に重点を置き、商工業振興を図ります。
- ・今後は用途地域の変更を行った区域を中心に、企業立地を推進していくとともに、起業者支援と事業承継者支援も行います。

③ 情報通信産業の振興

- ・地域・世代にかかわらず誰もが情報通信技術の恩恵を受けられるよう、デジタル化・5G 等次世代通信環境整備を行い、そのインフラを活用した企業支援を行い、町勢発展の起爆剤とします。

④ 観光業の振興

- ・関ヶ原古戦場の史跡整備と案内看板等の附帯設備を整備し、観光客の増加を図ります。
- ・史跡遊歩道等、史跡巡りのための歩道・附帯設備の整備を進めます。
- ・関ヶ原古戦場を世界三大古戦場としてブランド化し、国際交流を深めます。
- ・岐阜関ヶ原古戦場記念館・歴史民俗学習館の活用を通じて観光客の増加を図ります。
- ・壬申の乱や旧陸軍火薬庫跡などの新たな観光資源の開発に取り組みます。
- ・グリーンウッド関ヶ原およびグラウンド・ゴルフ場の活性化による利用客の増加を図ります。
- ・エコミュージアム関ヶ原を拠点に東海自然歩道や伊吹山などの自然環境を保全します。
- ・特産品として、そばの原材料確保と販売を増加させるとともに、次の主力製品の開発や飲食店等での販売促進を推進します。ふるさと納税事業との連携を図り、中京圏を中心とした物産展等などに参加し、地域特産品のPRを行います。
- ・地域活性化の一手法であるイベントについては、「関ヶ原合戦祭り」「陣跡制覇ウォーキング」「商工会夏まつり」を支援し、リピーターの確保・交流人口および関係人口の拡大を図ります。
- ・各地のイベントに町公式キャラクター「武者丸」を参加させることにより、PRを行います。
- ・ソーシャルネットワークキングサービス(SNS)などの技術を活用して、関ヶ原ファンクラブをはじめとした人々とのネットワークを広げ、誘客活動や地域産業の活性化を図ります。
- ・伊吹山をはじめとする緑豊かで美しいまち関ヶ原をPRしていきます
- ・各種イベントを通して、本町の魅力や地域特性などを総合的にPRしていきます。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|--|------------------|----|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 | | | |
| | 農業 | 県営中山間地域総合整備事業 農業用排水施設整備 N=2 式、 L=9,509m ほ場整備 A=3ha 暗渠排水 A=22.7ha | 岐阜県 | |
| | | 町単土地改良事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 遊休農地再生利活用促進事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 法人集落営農組織機械化共同拠点整備事業 | 関ヶ原町 法人集落営農組織 | |
| | 林業 | 森林整備事業(間伐事業、森林作業道開設事業、里山林整備事業) | 西南濃森林組合等 | |
| | (9)観光又はレクリエーション | 史跡整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 新たな観光整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | グリーンウッド関ヶ原維持・修繕事業(キャンプ場、グラウンド・ゴルフ場) | 関ヶ原町 | |
| | (10)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 有害鳥獣防護柵設置事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 有害鳥獣捕獲事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 新規特産品開発事業 | 関ヶ原町 | |
| | 商工業・6次産業化 | 町商工会支援事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 起業促進事業 | 関ヶ原町 | |
| | 観光 | 関ヶ原古戦場ランドデザイン事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 関ヶ原古戦場におけるイベント推進事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 観光関連団体等支援事業(関ヶ原観光協会、街角案内所等) | 関ヶ原町 | |
| | 企業誘致 | 企業誘致活動による地域活性化事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 有害鳥獣捕獲隊人材発掘・育成事業 | 関ヶ原町 | |
| | | ICTを活用した中山間地域畦畔管理省力化事業 | 関ヶ原町 | |
| | (11)その他 | 景観計画重点区域等における景観形成事業 | 関ヶ原町 | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|----|
| 町内全域 | 製造業、農林水産物等販売業、 旅館及び情報サービス業等 | 令和8年4月1日～ 令和13年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)事業計画(令和8年度～令和12年度のとおり)

4 地域における情報化

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 連携する SDGs |  |  |  |
| | 9.産業と 技術革新 の基盤を つくろう | 10.人 や 国の不平 等をなく そう | 11.住 み 続けられ るまちづ くりを |

(1) 現況と問題点

社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入などの情報化は、自治体経営の効率化や住民サービスの向上、地域活性化のための社会基盤として、これまで以上に大きな役割を果たすことが予想されることから、さらなる情報セキュリティ強化対策が課題となってきます。

それには、地域の情報通信網の伝送路を光ファイバー化し、5G等の新たな情報技術の整備を進める必要があります。

また、庁舎において、有線ネットワークを中心に運用を行っており、庁内で可搬端末を活用した会議等の効率化の支障や、住民に対しての申請支援やオンライン手続き案内などデジタル活用型の窓口対応の制限、災害時に公衆向けの臨時通信手段が確保できず、避難情報や被災状況の共有に支障を及ぼすおそれがあるため庁舎 Wi-Fi 環境の整備を進める必要があります。

(2) その対策

- ・「関ヶ原町情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- ・地域や世代にかかわらず、誰もが情報通信技術の恩恵を受けることができるように、国・県や関係機関、民間事業者と連携し、多様な情報サービスの研究・提供を推進します。
- ・5Gやインターネット技術を活用した地域振興策を検討していきます。
- ・住民サービスの向上と自治体経営の効率化をより一層図るため、「(仮称)Gov-Cloud」への円滑な移行をはじめ、「デジタルガバメント実行計画」に基づき、現在運用している情報システムの見直しや新規システムの導入を計画的に進め、住民の利便性向上に努めます。
- ・庁舎全域での Wi-Fi 環境整備、来庁者向けの公衆 Wi-Fi 環境整備するなど、職員の業務効率化、来訪者等の利便性向上とともに、災害時にも備え、緊急用通信資材確保に取り組みます。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|---------------------|--------------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 | | | |
| | 防災行政用無線施設 | 防災行政無線施設維持・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 防災行政無線更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 防災行政無線難聴地域解消事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他の情報化のための施設 | オンライン申請推進事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 情報セキュリティ強化関連機器更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | | Wi-Fi設備整備事業 | 関ヶ原町 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

| | | |
|--------------|---|--|
| 連携する SDGs |  9. 産業と 技術革新の 基盤をつくらう |  11. 住み 続けられる まちづくりを |
| | 9. 産業と 技術革新の 基盤をつくらう | 11. 住み 続けられる まちづくりを |

(1) 現況と問題点

① 道路

国道 21 号・国道 365 号について、本町の東西・南北を通過する両道が、町の中心部である西町交差点にて交わるため、慢性的な渋滞が発生しています。そのため、渋滞解消と歩行者の安全確保のために交差点改良を行う必要があります。

また、国道 21 号関ヶ原バイパスについて、現在は第三工区が未着手となっているため、隣接する滋賀県からのアクセス向上や町内での渋滞緩和のために、早期の全線開通が必要です。

一方、町道について、車両相互のすれ違いが困難な狭隘道路もあり、積雪時には緊急車両の通行が困難になる箇所もあり、拡幅が必要なほか、舗装が劣化・損傷している箇所も多く、改善が望まれています。町道の多くが住民生活と密接に関係しており、冬季の除雪作業においては、新たな除雪機械の導入やオペレーターの育成支援を通じて、効率的かつ円滑な除雪作業を行う必要があります。

② 農・林道

支線農道は、ほ場整備事業等により整備された路線であり、ほとんどが未舗装です。敷き砂利等の整備は行われたものの施工から年月が経つことから、路面の修繕が必要な路線も出てきており県営中山間地域総合整備事業等を活用し整備を促進する必要があります。

末端路線については、受益農家や集落、町が主体となって整備、修繕を行う部分もあるため地域と連携を図り事業推進を行う必要があります。

③ 公共交通

本町の公共交通については、JR東海道本線の関ヶ原駅が設置されています。また、自主運行路線バス、デマンドタクシーのほか、関ヶ原町ふれあいバス(巡回コミュニティバス)を運行しています。

これらは、広域的な移動手段として、また、住民生活や観光に欠かせない身近な交通手段として重要な役割を果たしていることから、利用促進に向けた取組を進めながら、利便性・効率性の確保等に努める必要があります。

そこで、鉄道・コミュニティバスなどの既存資源を生かし、それらを効率的・有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を図る必要があります。

(2) その対策

① 道路

- ・国道、県道の改良、整備については、町民の利便性が図られることを最優先に国や県への積極的な要望を繰り返し行います。
- ・拡幅改良の推進のため、必要とされる用地等の交渉については積極的に携わることとし、住民の要

望を聴取しつつ事業を推進します。

- ・路面修繕について計画的な修繕、改良を進めます。
- ・未整備の路線については、地域との検討を進め全面改良、部分的な改良等の必要な改修を進めます。
- ・部分的な改修、安全施設、街路灯等の整備については、住民の意見を十分に考慮し、必要な箇所から修繕、整備を行います。
- ・冬季の除雪については、消雪装置の設置や新たな除雪機械の導入、オペレーター育成などの支援を行います。
- ・橋梁については、迂回路がない生活道路に架かるものも多く、必要に応じ計画的な修繕を行います。
- ・橋梁及び道路構造施設の補修・耐震化を進めます。

② 農・林道

- ・農道整備は、県営中山間地域総合整備事業等により農道舗装、農道修繕を推進し、荒廃農地解消対策の一つとして事業を進めます。
- ・林道整備については、補助事業や森林環境譲与税を活用し、森林整備に必要な路網整備を推進します。

③ 公共交通


- ・町の玄関口としての関ヶ原駅の機能向上やバリアフリー化など、利便性の確保に向けて事業者と協議します。
- ・住民の日常生活や観光に欠かせない身近な交通手段として、タクシー事業等の維持・確保、関ヶ原町ふれあいバス(巡回コミュニティバス)の運行体制の充実を図ります。
- ・総合的な公共交通体系の確立を検討します。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|--|--|--|------|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (1)市町村道 | | | |
| | 道路 | 道路等維持修繕事業 関ヶ原町内一円 | 関ヶ原町 | |
| | | その他町道 道路面修繕事業 中山道・寝物語線(大字今須地内) L=100m W=9m | 関ヶ原町 | |
| | | その他町道 道路面修繕事業 門間・大河内線(大字今須地内) L=500m W=6m | 関ヶ原町 | |
| | | その他町道 道路面修繕事業 伊勢街道線(大字関ヶ原地内) L=70m W=4m | 関ヶ原町 | |
| | | その他町道 道路面修繕事業 駅前・東西線(大字関ヶ原地内) L=100m W=4m | 関ヶ原町 | |
| | | その他町道 側溝改良事業 合川1号線ほか(大字関ヶ原地内) L=300m | 関ヶ原町 | |
| | | その他町道 道路拡幅事業 山中・六反田線(大字関ヶ原地内) L=170m W=4m | 関ヶ原町 | |
| | | 路面性状調査 関ヶ原町地内 L=21km | 関ヶ原町 | |
| | | 公共用地取得事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 橋りょう | 15m未満橋梁補修事業 下明谷2号橋(大字今須地内) L=7.4m W=2.5m | 関ヶ原町 |
| | 15m以上橋梁補修事業 下明谷3号橋(大字今須地内) L=7.4m W=2.5m | | 関ヶ原町 | |
| | 関ヶ原町橋梁点検 関ヶ原町内 N=83 橋 | | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 2級町道 消雪装置設置事業 中山道・今須宿線ほか(大字今須地内) L=1,700m | 関ヶ原町 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|--------------------------|--------------|----|
| | | 消雪装置維持管理・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | (2)農道 | 県営事業負担金 | 関ヶ原町 | |
| | (3)林道 | 林道改良工事 下土林道線 L=4km | 関ヶ原町 | |
| | | 林道橋梁点検 18 橋 | 関ヶ原町 | |
| | | 林道(作業道)整備事業(施設修繕、施設改良) | 関ヶ原町 | |
| | | 県営事業負担金 | 岐阜県 | |
| | (5)鉄道施設等 | 関ヶ原駅バリアフリー化対策事業 | JR東海 関ヶ原町 | |
| | (6)自動車等 | マイクロバス更新・維持修繕事業 | 関ヶ原町 | |
| | (7)道路整備機械等 | 除雪機械整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 除雪車維持管理事業 | 関ヶ原町 | |
| | (9)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | 地域公共交通確保事業(地域巡回バス、タクシー等) | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 除雪委託事業 | 関ヶ原町 | |
| | (10)その他 | 国道 365 号線ほか県道改良工事負担金 | 岐阜県 | |

6 生活環境の整備

| | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|---|--|
| 連携する SDGs |  |  |  |  |  |  |
| | 6.安全な水とトイレをみんなに | 9.産業と技術革新の基盤をつくろう | 11.住み続けられるまちづくりを | 14.海の豊かさを守ろう | 15.陸の豊かさを守ろう | 16.平和と公正をすべての人に |

(1) 現況と問題点

① 上水道

本町の水道事業は、上水道事業によって町内全域に給水しており、令和6年4月1日現在の普及率は100%となっています。また、藤古川浄水場の老朽化、水質の悪化に対応して、平井浄水場の整備(第4次拡張事業)、管路の更新等を進めてきました。

今後も、災害に強いライフラインとしての施設の充実、水道施設の更新・耐震化を計画的に推進するとともに、管理・運営体制の充実を図り、安全で安心な水の安定供給に努めることが必要です。

また、水道施設の機器の老朽化に伴い、修繕・更新が必要ですが、補助事業の対象とならないことが課題となっています。

さらに、少子高齢化に伴い、給水件数は令和6年度末現在2,861件で、平成25年には3,088件あったものが、227件の減となっており、加えて、高齢者世帯が多く、世帯主が亡くなり独居世帯や空き家住宅が多くなってきているとともに、給水の休止・廃止世帯が増加し、水道料金収入が減少している状況です。

② 下水道

本町の令和6年度末の公共下水道の処理人口普及率は、81.9%で、18.1%は今須農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽、単独浄化槽、汲み取りです。単独浄化槽及び汲み取りについては、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっています。

また、合併処理浄化槽を設置している家庭では、すでに水洗化され、利便性を得ているので公共下水道への移行は難しく、切り替え推進の課題となっています。

一方、未普及世帯は、高齢者世帯が多く、資金面でも切り替えが難しいことが課題となっています。

また、Iターン、Uターン者が新居を構える場合、新築や増改築で建物工事にかかる費用のうち、下水(浄化槽)工事費用も負担が大きいものと考えられます。

③ 廃棄物処理

[ごみ処理]

山間地の人口減少により、森林及び農地の管理不足による一部荒廃や野生生物の増加、生活雑排水、農薬等による河川水質の悪化、土壌の流出等による環境破壊の進行を抑制することが課題となっています。

また、可燃ごみでは、人口が減少している中で排出量は横ばい傾向にあり、主な理由として、事業系ごみの増加が大きな原因と考えられるため、事業者に対し、自己による事業系ごみの処理を認識するよう啓発することが重要課題となっています。

さらに、広域農道などの交通量増加により、道路沿いの不法投棄が目立ちます。人目につかない道路沿いの不法投棄があり、現状では有効な防止策がないことが課題となっています。

一方、資源ごみの持ち去り行為者の動向に注視し、迅速な対応により持ち去りをなくすことも課題となっています。

[し尿処理]

本町のし尿処理については、大垣衛生施設組合で処理を行っています。今後も、広域的な連携のもと、施設の適切な維持管理を図る必要があります。

④ 消防・救急・防災

消防団では、過疎化や少子化による若者の減少により、団員の確保が難しい状況にあるため、団編成も含めた抜本的な対策が必要となっています。

また、防災行政無線の適切な維持管理により、災害時の情報伝達手段として、また、火災等の緊急時の消防団との情報連携などに機能させていくことが大切です。

大災害下では施設の損壊も予想されることから、緊急輸送道路沿いの危険家屋の早期の耐震化も必要です。さらに、避難所の耐震強化や避難生活に支障をきたさないための支援などを検討する必要があります。

そこで、災害対策を迅速に行うため、全町民が「自助、共助、公助」の共通認識を持つとともに自主防災組織や、自力で避難できない高齢者、障がい者などの避難行動要支援者に対する支援対策が求められています。

⑤ 斎苑・墓地

本町では、直営で関ヶ原斎苑を運営しています。今後も、必要な改修を行いながら、効率的な運営に努めていく必要があります。

⑥ 住宅

本町では、令和7年4月1日現在、3団地 132 戸の町営住宅を管理しており、入居率は 49.2%となっています。

しかし、町営住宅の老朽化が進んでおり、特に築 40 年以上経過した住宅では修繕費用の負担が大きく、若年層のニーズへの対応が困難な状況にあります。また、新たな住宅を今後整備するためには、財源を含めた様々な課題を解決する必要があります。定住する若者が通勤圏内の近隣市町村へ就業し、また町内に都市部からのIターン、Uターン者が、起業ができるような環境を提供することが、今後の課題となっています。

また、町内に若者が希望する就労先が少ないことなどにより、進学・就職のために若年層の他市町への転出が多く、高齢化した世帯による空き家が年々増加しており、若年層の転出を抑制するため、子育て世代を支援する住宅施策が期待されています。

近年増加傾向にある空き家・空き地の有効利用については、空き家所有者の意識と理解を深め、空き地情報提供制度への登録件数の増加に向けたさらなる努力が必要であり、今後も、有効活用が困難な空き家や廃屋、老朽化した住宅への対応を進める必要があります。

また、老朽化が進んだ空き家が多数確認されており、倒壊や屋根材の飛散など、周辺住民の生活環

境や安全に影響を及ぼす事例も見られます。そのため管理が行き届かない空き家は依然として多く残っているため所有者への除却支援制度の周知や補助制度の拡充を図り、早期対応を促進する必要があります。

また、新たな町営住宅を建設する上で、通勤、通学等の利便性に加え、災害に強い立地条件を考慮した土地を確保することが課題となっています。

⑦ 公園

本町の公園は、都市公園として整備された桃配運動公園のほか、西田運動広場、今須グラウンド、すぎっ子運動広場を運動やレクリエーションの場として整備しています。その他、児童公園 12 箇所が整備されていますが、空き地を利用しているものが多く狭小なため、身近な公園整備の要望が多数あがっています。

また、設置から長期間経過している遊具も数多くあり、既存施設の老朽化への対応、少子高齢化を踏まえたバリアフリー化など、住民ニーズや時代の要請に応える適切な維持管理も課題となっています。

(2) その対策

① 上水道

- ・「関ヶ原町水道事業ビジョン」及び「関ヶ原町上水道事業経営戦略」及び「関ヶ原町上下水道耐震化計画」に基づき、施設の老朽化や災害時への対応、水質管理の強化、事業の効率化等を総合的に勘案し、水道施設の更新・耐震化及び第4次拡張事業を計画的に推進します。
- ・水道水の利用のため、安全で安心なおいしい水の供給を推進します。
- ・転出等により給水を休止・廃止する場合は、町の空き家バンクへの登録を推奨することで、空き家の有効活用等を推進します。

② 下水道

- ・公共下水道は、「ストックマネジメント計画」、「関ヶ原町下水道事業経営戦略」及び「関ヶ原町上下水道耐震化計画」に基づき、施設の老朽化・耐震化対策を推進していきます。
- ・今須農業集落排水施設は、「関ヶ原町下水道事業経営戦略」に基づき、適切な維持管理を進めます。また、マンホールポンプ通報装置の更新を進めていきます。

③ 廃棄物処理

[ごみ収集・処理体制]

- ・「第3次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化を図ります。
- ・生ごみ処理機購入助成制度を引き続き推進し、ごみの減量化を図ります。
- ・不法投棄の監視を強化し、その防止に努めます。

[し尿処理]

- ・広域的な連携のもと、施設の適切な維持管理を図ります。

④ 消防・救急・防災

- ・防災行政無線を更新し、情報伝達機能の強化を図ります。
- ・団員の減少は、町民の生命・財産の安全確保の根幹を揺るがす恐れがあり、他市町村の対策状況も

参考にしつつ、新たな団編成の枠組みを検討していきます。

- ・緊急輸送道路沿いの危険家屋については、耐震化を早期に進めていきます。避難所として耐震基準を満たさない公共施設の有無については、早期に調査し耐震化を図ります。
- ・自治会毎に組織される自主防災組織は、初期消火活動や自主避難誘導等に大きな力になることを踏まえ、活動に対しての助成や初期消火設備・資機材の整備等を検討していきます。
- ・避難行動要支援者の支援については、災害対策基本法の改正に伴い、適切な避難指示と要支援者の把握に努め、災害時に的確かつ迅速に行動できるよう支援体制整備に取り組みます。
- ・避難所の機能が効果的に発揮されるよう、適切な必要機材や救援物資の配備を進めます。

⑤ 斎苑・墓地

- ・効率的な運営方法の検討を進め、関ヶ原斎苑の適切な運営、維持管理を図ります。
- ・町営墓地の適切な維持管理を図ります。

⑥ 住宅

- ・中山住宅・医師・看護師住宅として建てられた住宅は耐震性の安全面や利用状況を考慮し、解体を検討します。
- ・御祭田住宅・天満住宅については、外壁等の改修を中心に、必要な改修を行います。
- ・老朽化が進んだ空き家の除却を促進するため、所有者に対して制度の周知の徹底し空き家除却補助金制度の積極的な活用を推進することで、地域の景観改善と安全確保につなげ、継続的・計画的な空き家対策を推進します。







⑦ 公園

- ・住民の参画・協働による適切な維持管理の促進に努めるとともに、特色ある公園・緑地の保全と活用を推進します。
- ・住民のやすらぎ・憩いの場、子どもの遊び場等を確保するため、魅力的な公園の整備を図ります。
- ・都市公園である桃配運動公園では、魅力ある遊具の設置や既存のグラウンドの改修など施設の更新を行います。
- ・安全性の確保と利用率の向上に向け、老朽化した既存公園施設・設備の点検・改修を計画的に推進します。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------|----------------------------------|-----------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (2)下水処理施設 | | | |
| | 公共下水道 | ストックマネジメント計画に基づく浄化センター及び管路施設改築事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 上下水道耐震化計画に基づく耐震化事業 | 関ヶ原町 | |
| | 農村集落排水施設 | 今須農業集落排水処理施設維持管理・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | (4)火葬場 | 関ヶ原斎苑施設・設備改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | (5)消防施設 | 消防施設整備事業(車両整備、防火水槽・セーフティタワー整備等) | 関ヶ原町 | |
| | (6)公営住宅 | 町営住宅(中山住宅)移転・集約事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 町営住宅(御祭田・天満住宅)改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 危険施設撤去 | 空き家対策事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 木造住宅等耐震診断・改修補助事業 | 関ヶ原町 建築物の所有者 | |
| | | 消防団員確保事業 | 関ヶ原町 | |
| | (8)その他 | | | |
| | 防災・防犯 | 防災備蓄倉庫整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 防犯カメラ設置事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 急傾斜崩壊対策事業負担金 | 岐阜県 | |
| | | 治山事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 準用及び普通河川施設改良事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 衛星データ解析による水道管漏水調査事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 公園整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 児童公園遊具等更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 桃配運動公園維持管理・改修・充実事業 | 関ヶ原町 | |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

| | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|--|---|
| 連携する SDGs |  |  |  |  |  |  |
| | 1. 貧困をなくそう | 2. 飢餓をゼロに | 3. すべての人に健康と福祉を | 4. 質の高い教育をみんなに | 11. 住み続けられるまちづくりを | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

急速な少子化の進行、核家族化、女性の社会進出に伴い、家庭や地域を取り巻く環境が変化しています。それに対応し子どもや保護者に対して、新しい支援制度を開始していくことが求められています。

少子化の中、幼児と一緒に遊ぶ機会の減少、親同士のコミュニケーションの減少などが懸念されています。子育て支援策は、親と子どもの双方の育ちの場としての役割・機能を充実していく必要があります。

また、安心して妊娠・出産・育児を行うために、今後も後方支援医療機関との連携を密にし、母子保健推進体制の整備に努める必要があります。

さらに、未熟児の養育医療等、支援が必要な親子に対して、十分な情報提供と医療の確保に努める必要があります。安心して子どもを産み育てるための母子保健の充実や、感染症への対応、心の健康、発達障害に関するニーズへの対応等が求められています。

今後も、社会全体で子育て家庭を支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

しかし、保育士の確保難などが課題となっています。

② 高齢者等の保健及び福祉

[高齢者]

本町では、国や県の水準を上回る勢いで高齢化が進み、令和2年国勢調査での高齢化率は40.12%となっています。

個人が持つ能力や技術を生かすシルバー人材センター等で、社会の一員として活躍することで、高齢者の生きがいづくりに繋がっていますが、新規の会員が少なく、今後は会員の増員が課題になると考えられます。各種ボランティア活動への参画機運が高まっていますが、会員の増加は進まず、一部のボランティアの方に頼っているのが現状であることから、新規参加者の募集が課題となっています。

また、高齢単身者の増加や高齢者世帯における老々介護などもみられ、在宅での生活が困難になってきています。高齢者の移動手段がなく、外出の機会もなく、引きこもり傾向から認知症に移行するケースや、高齢者の交通事故が危惧されます。高齢者の移動手段を確保し、交通事故を防ぎ、安全な交通手段として利用しやすい外出支援の仕組みづくりが必要となっています。また、町内の外出や病院通院等への支援、買い物支援など有効に活用できるようにさらに検討を行う必要があります。

健康や生活面に不安が生じ、精神的に混乱することが予測され、医療・福祉・保健等の総合相談窓

口やみまもり・看取り等ができる体制の確立が必要な状況にあります。ひとり暮らしになっても、高齢になっても安心して本町で生活できるための、医療・福祉・介護サービスの総合的な提供が可能な仕組みづくりが必要となっています。

そこで、介護サービスの見直し等を行う上で、福祉及び医療の拠点施設である関ヶ原診療所、令和3年度からスタートした関ヶ原町看護小規模多機能型居宅介護事業所、国保保健福祉総合施設やすらぎ（以下「やすらぎ」という。）の位置づけは重要であり、サービスの充実を図るために施設の維持・管理・改修等や業務の継続に努める必要性があります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者福祉・介護・認知症施策を着実に推進し、すべての高齢者が元気で生きがいを持ち、いつまでも自分らしく暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

[障がい者]

少子高齢化・人口減少があるものの、いわゆる3障害（身体・療育・精神）を有する方の手帳所持者総数は増加傾向にあります。昨今の情勢を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が特に増加傾向にあります。

こうした社会背景を鑑み、行政に求められる障がい者児支援策も身体介護、療育活動に関する支援から、グループホームや生活介護事業などの生活の場の確保や就労支援まで、年齢を問わず多岐にわたっています。

更には、障がい者児やその支援者（家族など）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、本町が社会福祉協議会に運営委託する生活介護事業所「さくらんぼの家」の施設改修や安定的な運営に努めると共に、個々人が抱える問題（支援者の高齢化や経済面での不安など）の早期発見に努め、障がいを持つ方々の悩みに応じる相談業務を積極的に取り組む「重層的支援」体制の確立が望まれています。

③ 健康の保持・増進

本町では、すべての住民が生涯にわたって健康に暮らせるよう、「ヘルスプランせきがはら」に基づき、やすらぎを拠点に、健康づくりに関する啓発活動等を推進するとともに、健康診査や健康教育、健康相談をはじめとするライフステージに応じた保健サービスを提供してきました。

本町の特徴として、メタボリックシンドロームの該当者や糖尿病合併症患者数が多く、また悪性新生物標準化死亡比の胃がんと子宮がんが高く、また1件あたりの介護給付費が高い事があげられます。

今後は、このような状況を踏まえ、住民・各種団体・行政が協働、連携して健康づくりを行います。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

- ・保護者の就労形態の多様化等に伴う時間外保育の需要に対応するため、開所時間を超えた時間外保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。保護者のニーズなどを把握し、現在の提供体制を維持しながら、時間外保育を推進し、また経済的な負担軽減のため保育料の無償化を実施します。
- ・保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育することが一時的に困難となる乳幼児を対象に、認定こども園において一時的に保育する一時預かり事業を実施します。保護者のニーズなどを把握しつつ、新設される認定こども園にも一時保育室を設け、さらに利用しやすくなるよう検討していきます。
- ・妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく支援を行う利用者支援事業について、令和8年度以降、新たに開設される「関ヶ原こどもまんなかプラザ」にて実施していく予定です。子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。
- ・親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数や必要定員数等の検討を進め、受入体制の整備に努めていきます。
- ・子育ての応援をしてほしい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(提供会員)が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行うファミリー・サポート・センターについて、保護者のニーズなどを把握し、事業実施の有無の検討を進めていきます。
- ・子育てコミュニティにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、ともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。また、関係機関などとの連携を図り、保護者のニーズなどを把握し、事業拡大の検討とともに、地域全体で子どもの成長・親の成長を支援していきます。
- ・ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援について情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ・経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう、今後も引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが、心身ともに健やかに成長し、また教育の機会が均等に補償され、夢や希望を持つことが出来るよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的・効果的に推進します。
- ・養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない要保護・要支援の中高生世代の子どもが安心して過ごせる環境として児童育成支援拠点事業を整備し、個別の状況に応じた支援体制の充実を目指します。
- ・子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援することを目指し、親子関係形成支援事業を実施します。

- ・要保護児童・要支援児童のいる家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行うことを目指し子育て世帯訪問支援事業を実施します。
- ・誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指すためには、子ども自らが危険回避できる力を養うことが必要であり、そのための防犯・防災教育や、警察、行政、認定こども園、学校、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。また、年4回の交通安全推進協議会の開催のほか、常時情報交換が可能な体制を整備し、子どもの安全対策の強化を推進します。
- ・祖父母世代の持つ様々な子育ての知恵を、現役の子育て世代に伝えていくため、経験豊富な高齢者や子育ての先輩たちをはじめとする地域の人々が、子育て中の親子のサポート活動として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。
- ・出産や育児の経済的負担を軽減し、次世代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育及び福祉の増進のため出産祝金を支給します。
- ・地産地消を中心とした学校給食を通じて、子どもの育ちとともに、年齢に応じた食に関する正しい知識や習慣を定着させます。
- ・食習慣を正しく定着させるため、子どもの家庭と地域の連携に加え、こども園、小中学校、また、栄養や食生活に関する団体と連携を図りながら取り組みます。
- ・地域の子どもや子育て家庭をめぐる諸問題の発生を早期に予防し、その対応を積極的に推進します。
- ・子育て支援は親支援と言われている現代において、親自身への精神的支援と人的支援を推進します。
- ・妊婦健康診査費、産婦健康診査費の助成、産後ケア事業の実施により妊娠婦の健康を守ります。
- ・こども家庭センターの設置により妊娠期から子育て期の相談や子育て支援施策の充実を図り、切れ目ない支援を行います。
- ・「関ヶ原こどもまんなかプラザ」を中心に子育て相談の充実や子育て情報の提供を行い、育児不安の解消を図ります。

② 高齢者・障害者等の保健及び福祉

[高齢者]

- ・高齢者が生きがいを持ち、その人の技術、知識や体験を活用し社会の一員として能力を発揮できるよう支援を進めます。また、(シルバー人材センターなど)新規の会員の増員を支援します。
- ・社会福祉協議会による福祉有償運送の充実を図るとともに、高齢者が様々な活動(地域交流会、老人クラブ活動、軽スポーツ等)に参加、医療機関を受診できるよう、外出支援サービスを行います。ドア・ツウ・ドアを希望する声が多く、外出支援を充実するために、タクシー等を用いた交通手段の確保を行い、個別対応を可能にします。
- ・高齢者が生きがいを持ち、健康寿命を長く保つための環境づくり(介護予防教室・老人クラブ活動・自治会のサロン等の支援)を行い、認知症や介護状態にならないように健康寿命の延伸を目指します。また、認知症の人を見守る体制を強化します。
- ・介護保険制度の周知とともに、地域包括支援センターの役割や機能・活動について広報に努め、相談しやすく身近な場所となるように努めます。
- ・地域包括支援センターを中心に、介護予防事業や認知症施策、権利擁護事業、地域支援事業の充

実を図ります。

- ・デイサービス等介護サービスの適正化ならびにさらなる充実を図り、介護状態にならないように、また要介護状態になった人、老々介護をしている人たちの生活を支えるために利用しやすい生活サービス(洗濯、入浴、ごみ捨て等)の支援、介護・福祉・医療等の相談体制や、みまもり訪問等の充実を図ります。
- ・やすらぎの適切な改修を検討し、介護サービスを受けやすい環境を整備します。
- ・地域全体で世代交流ができるようなサロンの整備を検討し、地域の一員として生活ができるように支援を行います。

[障がい者]

- ・相談支援事業所を中心にその他関係機関と連携し、地域連携会議の開催や相談員の人材育成を推進し相談支援体制の充実を図ります。
- ・相談支援専門員による障害福祉サービス利用者の個別支援計画の作成・モニタリングを実施することで定期的な見直しを行い、本人の意向やその障がい者等に関わる問題を把握することで的確なサービス利用に繋がります。
- ・管内の限られた資源となる事業所を有効活用できるよう、近隣市町との情報共有を図ります。
- ・障がい者が野外活動や軽スポーツを楽しむために、岐阜県身体障害者福祉協会の活動に参加しやすい環境を整え、活動のPRを図るために情報発信を行います。


③ 健康の保持・増進

- ・広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などにより、健康づくりに対する意識の高揚や健康に対する正しい知識の普及を図ります。
- ・生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、子どもから高齢者までの食育の充実を図ります。
- ・運動の習慣化をはじめ、栄養・食生活の改善やたばこ・アルコール対策、歯の健康づくり、心の健康など、健全な生活習慣の確立に向けた住民の自主的な健康づくり活動を促進します。
- ・やすらぎにおける保健サービスの充実を図ります。
- ・受診勧奨の強化や受診しやすい体制づくりを行い、特定健康診査や各種がん検診などの受診率の向上施策を展開します。
- ・生活習慣病予防のための食生活改善や運動習慣の定着など生活習慣改善指導の充実を図ります。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 | |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------------------|------|--|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 | | | | |
| | その他 | 関ヶ原こどもまんなかプラザ整備事業 | 関ヶ原町 | | |
| | (2)認定こども園 | | 認定こども園整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | | 旧園舎解体・跡地利活用事業 | | |
| | (3)高齢者福祉施設 | | | | |
| | 高齢者生活福祉センター | | 介護サービス事業(送迎、訪問)車両更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | | | やすらぎ施設・設備改修事業(空調設備・ボイラー修繕等) | 関ヶ原町 | |
| | | | 看護小規模多機能型居宅介護施設・設備更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | (5)障害者福祉施設 | | | | |
| | 障害者支援施設 | さくらんぼの家整備事業 | 関ヶ原町 | | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | | 関ヶ原町 | | |
| | 児童福祉 | 子育て支援事業 | 関ヶ原町 | | |
| | 高齢者・障害者福祉 | | 高齢者・障害者サポート事業 | 関ヶ原町 | |
| | | | 高齢者・障害者生きがいづくり事業 | 関ヶ原町 | |
| | | | 福祉有償運送充実事業 | 関ヶ原町 | |
| その他 | 重度心身障害者、乳幼児等、母子、父子に対する医療費助成事業 | 関ヶ原町 | | | |

8 医療の確保

| | | | |
|--------------|---|---|---|
| 連携する SDGs |  3.すべての人に健康と福祉を |  11.住み続けられるまちづくりを |  17.パートナーシップで目標を達成しよう |
| | 3.すべての人に健康と福祉を | 11.住み続けられるまちづくりを | 17.パートナーシップで目標を達成しよう |

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は、国保関ヶ原診療所のほか、診療所が2箇所、歯科診療所が4箇所あります。

しかし、地域医療の中核を担っている国保関ヶ原診療所は、経営の安定化が課題となっています。

また、令和3年度から入院診療を休止し、外来診療のみとなり、新たに看護小規模多機能型居宅介護事業をスタートし、医療・看護・介護の相互連携体制を確立しました。今後は、経営改善を図り、地域医療ニーズに合ったサービスを展開する必要があります。

建築後 50 年を迎える病棟をはじめ各施設とも老朽化が著しく、診療サービスに支障をきたしている中、今後、使用していない場所の転用や解体・撤去も含めた施設の整備、災害時における医療体制を整備する必要があります。

また、地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅医療を推進するため、保健・福祉・医療の連携強化が必要となっています。

今後も、医療の確保は重要な課題であり、国保関ヶ原診療所の医療機能の維持とともに、関係する医療機関等との連携のもと、地域医療体制の充実を促進していく必要があります。

(2) その対策

- ・町民に愛され親しまれ利用される医療機関となるよう、研修の機会を増やし、職員の意識改革を含め一丸となって常にサービス向上を図ります。
- ・老朽化した施設に対応するため、時代に即した利用しやすい施設整備を検討します。
- ・高齢化に対応した通院支援サービスの充実を図ります。
- ・休診となる夜間、休日の住民の不安解消等の情報発信に努め、地域の中核病院との病診連携を強化します。
- ・医療相談員（ソーシャルワーカー）の確保と育成に努めます。
- ・職員の雇用確保と適正配置を図ります。
- ・地域のニーズに合った医療、看護サービスを行うため、医療機器を計画的に整備します。
- ・訪問診療、訪問看護の充実のための車両、携帯用医療機器を整備します。
- ・引き続き保健福祉部門との連携を密に、保健・医療・介護（福祉）が三位一体となり、より一層の地域包括ケア体制の充実を図るとともにサービスの提供に努めます。
- ・「関ヶ原町地域防災計画」に基づき、関係機関との連携を深め、医療体制の確立と災害時にも対応した施設整備を図ります。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|-------------------------------|------|----|
| 7 医療の確保 | (1)診療施設 | | | |
| | 診療所 | 医療機器等整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他 | 診療所施設・設備等改修・解体事業 | 関ヶ原町 | |
| | (3)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | その他 | 医師確保事業(寄附講座による整形外 科講座等の運営) | 関ヶ原町 | |
| | | ICTを活用した遠隔医療体制整備事業 | 関ヶ原町 | |

9 教育の振興

| | | | | | | |
|--------------|---|---|---|---|--|---|
| 連携する SDGs |  |  |  |  |  |  |
| | 1. 貧困をなくそう | 3. すべての人に健康と福祉を | 4. 質の高い教育をみんなに | 5. ジェンダー平等を実現しよう | 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 11. 住み続けられるまちづくりを |

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町には、小学校が1校(関ヶ原小学校)、中学校が1校(関ヶ原中学校)あり、これまで人口減少と子どもの減少に対応して統合を図ってきました。こうした状況の中にあつて、町の子どもたちはこども園入園から中学校卒業まで、和やかな地域に見守られながら成長する環境が確保されています。

一方で、規範意識や道徳心の希薄化が指摘されるとともに、多様化する現代社会にあつては、なおさらに自分を正しく律して生きていく力が求められ、創意工夫により、人と協働しながら新たなことにも自ら取り組んでいく「生きる力」の基礎を学校と家庭と地域が連動して、確実に育んでいくことも求められています。

小中学校のグラウンドや体育館などの施設は、適切な改修事業及び維持修繕を行うことが必要となっており、「1人1台端末」の有効活用や、家庭でも繋がる通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速するとともに、今後のデジタル化社会の動向を取り入れたすべての子どもたちの学びを保障できる環境を整備する必要があります。

② 社会教育

[生涯学習]

本町では、住民の幅広い学習ニーズに応えるため、ふれあい図書館やふれあいセンター、中央公民館において、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催していますが、施設の老朽化が進んでおり、その対応が課題となっています。

今後は、これらの社会教育施設のハード・ソフト両面の充実に努めるとともに、住民の学習ニーズを把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムを提供するとともに自主的な学習活動を支援する必要があります。

[スポーツ]

本町では、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員などを中心にして、各種スポーツ大会や講習会などの活動が活発に行われています。

本町の主なスポーツ施設には、町民体育館、町民プール、運動広場、桃配運動公園などがあります。いずれの施設も住民のスポーツ活動において活発に利用されていますが、施設の老朽化が進んでおり、その対応が課題となっています。今後は、施設の適正な維持管理を行うとともに、すべての住民がそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動に取り組み、自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境づくりを充実させ、普及・啓発を行っていく必要があります。

(2) その対策

① 学校教育

- ・令和7年3月に作成した「第2次関ヶ原町教育振興基本計画」に基づき、生きる力とふるさとを愛する心を育み、創造性に満ち深く学ぶ教育を推進します。
- ・東西文化の接点にある本町の地域の特色・特技・伝統を明確にして取り組むとともに、元気な児童生徒、元気な教職員をモットーに活力ある学校づくりを推進します。
- ・職員の研修の充実を図り、授業力と学級経営力を高め、「生きる力」つまり、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に取り組めます。
- ・各種のふるさと学習、交流活動、研修活動、文化活動をさらに充実し、視野を広めたり、新たな課題に立ち向かったり、心から感動する機会を設定したりして、経験と自信に満ちた子どもの育成に努め、様々な文化活動や職場体験、産業体験などにより、郷土を愛する気持ちと確かな職業観を育てます。
- ・小中学校期の生徒指導は、その小中学校期はもとより、その後の人生を豊かに生きていく基礎であるとの認識を深め、学校と家庭が緊密に連動して生徒指導と基本的生活習慣の確立を図ります。また、あらゆる機会をとらえての人権尊重と思いやりの心を育成します。
- ・一人ひとりに応じた、きめ細かい学習支援を展開するとともに、特別支援学校等との連携を密にして就学指導体制の充実を図ります。また、教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行います。
- ・幼児教育及び一貫教育の重要性を基本として、こども園・小学校・中学校の連携と一貫性を追求します。
- ・「連携から一貫へ」と、小学校、中学校の目指す子ども像や育みたい資質・能力を小中同じとし、目指す方向をひとつにした「学園化」を進めていきます。
- ・子どもが豊かで快適な学校生活が送れるように、安全・安心な学校施設の整備と維持修繕を行います。
- ・保護者や地域と連動して、登下校時等の安全対策を推進します。
- ・学校給食を通して、年齢に応じた食に関する正しい知識や習慣の定着に努めるとともに、その提供方法として、給食センター化も検討します。
- ・子どもの学力・体力向上に繋がる教材備品の導入や情報活用能力を高める教育環境の整備を行います。
- ・機能低下したグラウンドの改修、不要となったプールの解体撤去・他用途への転用を順次進めます。
- ・スクールバスの更新、スクールバス車庫の建設を順次進めます。
- ・教育現場の多様性、専門性等に対応するため指導主事を配置します。

② 社会教育

[生涯学習]

- ・各世代の学習ニーズを的確に把握し、生涯学習講座、公民館講座など多彩で特色ある生涯学習プログラムを提供します。
- ・生涯学習に関する情報提供の充実を図ります。
- ・サークル・団体などの自主的な学習活動に対して、活動場所や成果発表の機会を提供するなど自主学習活動を支援します。

- ・ふれあい図書館において、図書等の充実に努め、新刊の紹介や企画展を開催するなど利用拡大と読書活動の活性化を推進します。
- ・社会教育施設において、利用者ニーズと老朽化に対応した適切な維持管理や整備を図ります。

[スポーツ]

- ・住民がスポーツに関心を持ち、気軽に参加できる環境づくりを行うことで、スポーツ活動の普及・啓発を図ります。
- ・体育協会など関係団体と連携し、町民体育祭などの各種大会等の内容充実及び運営体制の確立を図り、スポーツ活動への参加を促進します。
- ・スポーツ少年団をはじめ、各種スポーツ団体・クラブの活動を支援します。
- ・高齢者等が気軽に取り組める軽スポーツの普及を図ります。
- ・スポーツ施設の適正な管理を行うとともに、町内スポーツ団体が開催する大会への支援など、競技スポーツに取り組みやすい環境づくりを推進します。
- ・競技大会における成績優秀者の表彰や顕彰を行うことで、選手の成長を促し、スポーツに取り組む意欲の高揚を図ります。
- ・各種スポーツ施設において、老朽化に対応した適正な維持管理や整備を図ります。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---------------|---------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 | | | |
| | 校舎 | 小中学校施設及び設備維持管理・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | 屋内運動場 | 小中学校体育館維持管理・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 小中学校体育館空調設備事業 | 関ヶ原町 | |
| | 屋外運動場 | 小学校グラウンド改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | 水泳プール | 小学校プール解体及び跡地整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | 給食施設 | 小中学校給食室施設改修・設備更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | その他 | スクールバス車庫建設事業 | 関ヶ原町 | |
| | | スクールバス維持管理・更新事業 | 関ヶ原町 | |
| | (3)集会施設、体育施設等 | | | |
| | 公民館 | 中央公民館整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | 体育施設 | 今須グラウンド維持管理・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 町民体育館改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 今須体育館維持管理・改修事業 | 関ヶ原町 | |
| 町民プール改修事業 | | 関ヶ原町 | | |

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

① まちづくり

過去において、本町の「まちづくり」の形態は、大別すると、「行政主導のまちづくり」であったと言えます。「行政主導のまちづくり」は、即効性の面では優れており高度経済成長時代では、効果があり、道路改良や簡易水道などの生活関連インフラや農林業等の産業関連施設の整備にそれなりの成果も挙げてきました。しかし、時代は、国際化・高度情報化・少子高齢化・地球環境問題の対応が多種多様に交わり、変化しています。

これからの成熟社会では、自ら住む地域の資源を再確認し、町民と行政が協働して、町民一人ひとりが明るい未来を確信し、豊かな暮らしが実感できる「持続可能なまちづくり」を進めることが重要だと考えます。

また、町民と行政、若者と高齢者、転入された方と従来から地域に住まれている方など立場や年齢の違いにより、地域社会への認識の相違や文化・生活習慣等の相違が生じやすいことから、お互いに認め合う思いやりの心を育む必要があります。

今須地域においては、学校統合により今須小中学校が閉校となったことから、地域の振興や活性化を図るため、跡地の有効利用について検討していく必要があります。

② 自治会

50 の自治会はそれぞれ、規模や立地条件が異なっており、小規模集落はコミュニティそのものを維持することが負担過大になっているため、集落間の共同化、隣接集落を合わせた中間的な活動範囲の設定などを試み、統廃合に係る負荷分散、広域化を図ることが必要になってきています。

(2) その対策

① まちづくり

- ・「まちづくりは、人づくり」であり、時代のニーズにあった新しい施策を主体的に展開し、個性的かつ魅力的なまちづくりを進めていくためには、その中心となるリーダーの存在は不可欠であるため、町民と行政それぞれのリーダー育成に努め施策を展開します。
- ・町民と行政がまちづくりに関する情報を共有するため、あらゆる機会を通じた行政情報の提供や公開を促進します。
- ・町民の誰もが、行政に対して意見を伝えることができる仕組みとして、町長と語るミーティングや各種説明会を必要に応じて設け、町民一人ひとりのまちづくりへの参加を促進します。
- ・町民個人や地域の事情に応じた行政との適切な役割分担のもと、自助、共助、公助の考え方に基づく、補完性の原則による協働のまちづくりを推進します。
- ・総合計画の各施策において、基本的な町民の役割と行政の役割を明確にしながら、協働のまちづくりをさらに推進します。
- ・町民と行政、若者と高齢者、転入された方と従来から地域に住まれている方の交流の場や、住民ワークショップ等での意見交換の場を設けるなど、「住民と行政が協働するまちづくり」の中で、多様性を認め合うまち(ダイバーシティ)の構築を目指します。
- ・今須小中学校跡地について、今須地域の住民を主体とした地域振興につながる有効的な活用や管

理運営等の取組に対して、支援を行います。



② 自治会

- ・自治会合併はそこに住む人たちの合意が不可欠で、合意形成を目指して自治会再編の検討を始め、合意ができた場合、自治会の再編を推進し、費用面での支援も行います。
- ・地域活動が自立したものとなることがこれからのまちづくりの最重要課題であることを認識し、自治会長会、自主防災会、協定集落などを通じて地域リーダーの育成・確保を推進します。
- ・地域社会の活動拠点となる集会施設の設置や改修の要望には、一定の基準を持って対応します。
- ・地域における独特な生活習慣等を生活文化として保存継承できるよう支援します。
- ・近所づきあい、地域行事への参加意欲を妨げる一因となり得る風習・しきたり等を押しつけないで、良く説明し納得の上で参加してもらおうコミュニティづくりを推進します。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------------------|--------------------------|------|----|
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 集落整備 | 自治会再編事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 自治会活動支援 | 関ヶ原町 | |
| | (3)その他 | 地域集会所再整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 旧今須小中学校プール解体及び跡地 整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 旧今須小中学校施設活用 | 関ヶ原町 | |

11 地域文化の振興等

| | | |
|--------------|---|--|
| 連携する SDGs |  4. 質の高い教育を みんなに |  11. 住み続けられる まちづくりを |
| | 4. 質の高い教育を みんなに | 11. 住み続けられるまちづくりを |

(1) 現況と問題点

① 文化・芸術

伝統文化、芸術を後世に残し伝えつつも、新しく生まれてくる文化・芸術に乗り遅れることのないよう、町民に対し情報発信や機会の提供が重要と言えます。

ふれあいセンターの大ホールは、500人を収容できる会場として、各種公演や文化協会等の活動拠点として多岐にわたり使用され、住民の使用頻度は高い位置づけになっています。平成6年3月に完成したこの建物は、30年を経過し、老朽化とみられる不具合の箇所や時代のニーズに適さない施設や設備等は、早期改修が望まれています。

また、町芸術文化協会を母体として各種文化・芸術活動が展開されていますが、各サークル会員の高齢化による人員不足から存続が危ぶまれています。

文化的遺産の保護、保存については、いかに次世代に伝え、今の暮らしに生かすかを地域の人々と考え、実践していく必要があります。

② 文化財

文化財は、町の歴史や文化、風土を内外に発信する上で大きな役割を担っていることから、今後とも適切な調査や保存・活用を行い、町内外の人々が本町の歴史や文化にふれあえる環境づくりを進めていく必要があります。

本町は、古代より東西を結ぶ交通の要衝であったことから、古代三関の一つに数えられる「不破関」が置かれ、わが国の行く末を左右する天下分け目の戦い(壬申の乱、関ヶ原の戦い)が行われた町です。

このため、国の史跡として「関ヶ原古戦場」が指定されているほか、史跡、文化財など歴史的遺産が数多く残っています。

また、中山道の宿場町として栄えた関ヶ原宿のほか、今須宿には町有形文化財である問屋場が現存しており、当時の面影を残しています。東西文化の結節点として、多様な食文化や風習も伝えられており、独特の歴史・文化が息づいています。

こうした多様な文化財の保存・活用を進めているほか、歴史民俗学習館、不破関資料館において展示・公開しています。

(2) その対策

① 文化・芸術

- ・ふれあいセンターを中心に、積極的な学習機会の提供や、町民が一流で質の高い文化・芸術に触れ、親しむ機会を提供します。
- ・芸術文化協会を中心とした文化サークルの会員掘り起こしを支援しつつ、時代に即した新たな文化サークルづくりを支援します。
- ・関ヶ原町歴史民俗学習館に展示、保管されている民俗資料のデータベース化、展示場の有効活用と定期的な展示物の並び替えと、施設の維持管理を行います。
- ・町や地域毎の伝統行事を子どもたちに伝え、理解して貰うために、子ども会の活動や高齢者との交流を通じて、「見て・触って・やってみる」ことを体験させることが大切で、そのための学習機会の提供に努めます。

② 文化財

- ・現在登録されている文化財の保護・保存に努め、新たな重要な文化的遺産の調査、研究、保存活動に努めます。
- ・「史跡関ヶ原古戦場整備計画」及び「関ヶ原古戦場ランドデザイン」に基づき、史跡の再整備や国史跡への追加指定(松尾山城等)を行うことで、歴史資産の保護、継承、活用を図り、さらなる史跡の価値向上を目指します。
- ・既存イベントの継承、発展や、史跡ガイドの養成を通して関ヶ原古戦場の魅力に触れる機会や情報発信の充実を図ります。
- ・史跡や有形文化財について、老朽箇所の計画的修復など、適正な保存及び維持管理を行います。
- ・地域に伝わる伝統行事や祭り・風習を学ぶ機会を設けるほか、その保存・伝承・活用を図ります。
- ・町有形文化財である今須宿問屋場(旧山崎家住宅)を地域住民の交流拠点、観光拠点として改修整備し積極的な公開活用を実施するほか、中山道宿場町(関ヶ原宿・今須宿)の継続的な保全・活用を図ります。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|------------------|----------------------|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1)地域文化振興施設等 | | | |
| | 地域文化振興施設 | 歴史民俗学習館補修・展示施設整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 不破関資料館補修・展示施設整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 今須宿問屋場(旧山崎家住宅)改修整備事業 | 関ヶ原町 | |
| | | 関ヶ原ふれあいセンター施設・設備改修事業 | 関ヶ原町 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 地域文化振興 | 今須地域の振興に関する支援事業 | 関ヶ原町 | | |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

| | | | | | | |
|--------------|-----------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 連携する SDGs | 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 11 住み続けられる まちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 | 14 海の豊かさを 守ろう | 15 陸の豊かさも 守ろう |
| | 7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 9. 産業と技術革新の 基盤をつくろう | 11. 住み続けられる まちづくりを | 12. つくる責任 つかう責任 | 14. 海の 豊かさを 守ろう | 15. 陸の 豊かさも 守ろう |

(1) 現況と問題点

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の一層の深刻化を背景に、環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が高まっている中、自治体においても、脱炭素・循環・自然共生を基本とした社会の形成が強く求められています。

本町は、美しく豊かな自然環境を誇り、環境保全にかかわる各種施策を住民、事業者と協働・連携して推進してきました。そうした中、住民の環境保全への関心も徐々に高まってきており、自主的な環境保全活動が活発化しつつあります。

今後は、環境負荷の少ない循環型社会への取り組み、再生可能エネルギーの利用を住民との協働のもとで推進していく必要があります。

(2) その対策

- ・再エネルギーの導入・活用を促進し、脱炭素社会に向けて実施できる対策を検討していきます。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

| | | |
|--------------|---|---|
| 連携する SDGs |  |  |
| | 11. 住み続けられるまちづくりを | 13. 気候変動に具体的な対策を |

I 地籍調査事業

(1) 現況と問題点

土地は、住民生活や地域の経済活動と密接に結びついた限りある貴重な資源であり、本町の発展のためには、その高度かつ有効な利用が求められています。

(2) その対策

- ・円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などに寄与するため、国土調査法に基づく地籍調査を計画的に推進します。

(3) 事業計画(令和8年度～令和12年度)

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|---------------|--|------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 過疎地域持続的発展特別事業 | 地籍調査事業(H27、H28に国の事業として実施された山村基本調査の後続調査等) | 関ヶ原町 | |

14 過疎地域持続的発展特別事業計画(再掲)

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|--------------|------|--|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 移住・定住 | 移住・定住促進事業 | 関ヶ原町 | 転出抑制・転入促進等を図る事業であり、継続的に実施するため、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 農業トライアル事業 | 関ヶ原町 | 農業をきっかけとして移住・定住を促進しつつ、農業後継者の確保・育成を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 地域おこし協力隊設置事業 | 関ヶ原町 | 地域おこし協力隊を招聘し、地域とともに地域活性化に取り組むことで、町民主体の活力あるまちづくりを推進するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 第1次産業 | 有害鳥獣防護柵設置事業 | 関ヶ原町 | 農地等への防護柵の設置により農業被害の抑制を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 有害鳥獣捕獲事業 | 関ヶ原町 | 有害鳥獣捕獲による農業被害の抑制を図るものであり、継続的に実施するため、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 新規特産品開発事業 | 関ヶ原町 | 町の魅力を発信する特産品開発事業を実施・支援する事業であり、地域の活性化を図るものであるため、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | 商工業・6次産業化 | 町商工会支援事業 | 関ヶ原町 | 町商工会の組織的活動の強化を図るものであり、継続的に実施するため、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 起業促進事業 | 関ヶ原町 | 新たに起業をする者を支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図り、商工業の発展に資するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|----------|-----------------------------|------|---|
| | 観光 | 関ヶ原古戦場グランドデザイン事業 | 関ヶ原町 | 古戦場のまちの実現のための関ヶ原古戦場を核とした観光振興事業で、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 関ヶ原古戦場におけるイベント推進事業 | 関ヶ原町 | 戦国イベント等を継続的に開催し、町の観光まちづくりを町内外に発信していく事業で、交流人口及び関係人口の増加を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 観光関連団体等支援事業(関ヶ原観光協会、街角案内所等) | 関ヶ原町 | 観光関連団体の組織的活動の強化を図るものであり、継続的に実施するため、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | 企業誘致 | 企業誘致活動による地域活性化事業 | 関ヶ原町 | 人口減少対策や定住対策に資するため、工場・スーパー等の企業を継続的に誘致し、町の活性化を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| その他 | | 有害鳥獣捕獲隊人材発掘・育成事業 | 関ヶ原町 | 有害鳥獣捕獲従事者の発掘・後継者育成を行うものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | ICTを活用した中山間地域畦畔管理省力化事業 | 関ヶ原町 | 除草ロボット等スマート農業機器の導入とオペレーターの確保により、畦畔管理を省力化することで、遊休農地の発生防止と農地集積の促進に資するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 農産物活用フードイノベーション事業 | 関ヶ原町 | 飲食店及び食品製造業の需要に応じた農作物の生産を促し、農業・飲食業・製造業の経営安定化を図り、地域特産品等の開発により、地域力を向上・発信するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---|----------------------|-----------------------------------|---|--|
| 4 交通施設の整備、 交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 公共交通 | 地域公共交通確保事業 (地域巡回バス、タクシー 一等) | 関ヶ原町 | 町民の日常生活を支える交通手段 を確保することにより、交通弱者の 解消と生活基盤の維持に資するも のであり、事業効果は将来に及ぶ ものである。 |
| | その他 | 除雪委託事業 | 関ヶ原町 | 冬期における道路通行者の安全 性を確保し、町民が安心して暮ら すことができる環境を継続的に整 備するものであり、事業効果は将 来に及ぶものである。 |
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 危険施設撤去 | 空き家対策事業 | 関ヶ原町 | 危険空き家の除却等を行うことによ り、日常生活における町民の安全・ 安心を図るものであり、事業効果は 将来に及ぶものである。 |
| | その他 | 木造住宅等耐震診断・ 改修補助事業 | 関ヶ原町 建築物の 所有者 | 個人所有の住宅の耐震診断・改修 に対する補助事業であり、居住者 の安心・安全を図るものであり、事 業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | 消防団員確保事業 | 関ヶ原町 | 消防団員確保により、町民の安心・ 安全を将来にわたり図るものであ り、事業効果は将来に及ぶもので ある。 |
| 6 子育て環境の確 保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進 | (8)過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 児童福祉 | 子育て支援事業 | 関ヶ原町 | 多様なニーズに対応した子育て支 援事業を実施し、将来にわたって 安心して暮らすことができる子育て 環境を確保するものであり、事業効 果は将来に及ぶものである。 |
| | 高齢者・障害者福 祉 | 高齢者・障害者サポート 事業 | 関ヶ原町 | 多様なニーズに対応した高齢者・ 障害者サポート事業を実施し、将 来にわたって安心して暮らすことが できる環境を確保するものであり、 事業効果は将来に及ぶものであ る。 |
| 高齢者・障害者生きがい づくり事業 | | 関ヶ原町 | 社会的孤立の解消や心身の健康 保持、地域の支え合い体制等を推 進し、将来にわたって安心して暮ら すことができる環境を確保するも のであり、事業効果は将来に及ぶ ものである。 | |

| 持続的発展施策区分 | 事業名(施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|------------------------|------------------|--|------|---|
| | | 福祉有償運送充実事業 | 関ヶ原町 | 将来わたり、利用者の移動手段を確保するため、維持・充実を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | その他 | 重度心身障害者、乳幼児等、母子、父子に対する医療費助成事業 | 関ヶ原町 | 将来にわたり、安心して医療を受けられる体制を整備するものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | その他 | 医師確保事業(寄附講座による整形外科講座等の運営) | 関ヶ原町 | 将来にわたり、地域医療体制の確保・充実を図る事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| | | ICTを活用した遠隔医療体制整備事業 | 関ヶ原町 | 情報技術を応用し、医療の地域格差の解消や医療の質の確保を図る事業であり、将来にわたって、医療提供体制を整備するものであるため、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| 9 集落の整備 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 集落整備 | 自治会再編事業 | 関ヶ原町 | 自治会活動及び機能の維持・向上を図るため、再編を検討・推進する事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| 10 地域文化の振興等 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 地域文化振興 | 今須地域の振興に関する支援事業 | 関ヶ原町 | 廃校となった校舎を活用しつつ、地域の活性化を図るものであり、事業効果は将来に及ぶものである。 |
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 地籍調査事業 | 地籍調査事業(H27、H28に国の事業として実施された山村基本調査の後続調査等) | 関ヶ原町 | 円滑な土地取引や災害時の早期復旧を図る事業であり、事業効果は将来に及ぶものである。 |

関ヶ原町過疎地域持続的発展計画

令和8年3月

関ヶ原町 企画政策課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58

電話 0584-43-1111 FAX 0584-43-3122
